

形骸に基づく法人格否認の法理における 形骸概念の再構成 (九)

——日仏法間の比較を中心として——

井 上 明

目次

第一 問題意識

一 序

二 形骸概念に関する通説的見解

三 形骸概念に対する諸批判

四 形骸概念に関する通説的見解および形骸批判説の、評価

五 以上の検討のまとめ

六 本稿の目的および方法

——以上「成城法学」第二十五号——

第二 比較対象の決定

一 序

二 形骸に基づく、金銭債務伸張型法人格否認の法理および金銭執行の際の第三者異議の訴え棄却型法人格否認の法理

の、適用事実関係の類似性および法律効果の本質的同一性

(一) 形骸に基づく、金銭債務伸張型法人格否認の法理の、諸事例

1、金銭債務が会社から背後者に伸張する場合

2、金銭債務が背後者から会社に伸張する場合

(二) 形骸に基づく、金銭執行の際の第三者異議の訴え棄却型法人格否認の法理の、諸事例

1、会社債権者の法人格否認により、背後者の、第三者異議の訴えにおける第三者性が否定される場合

2、背後者の債権者の法人格否認により、会社の第三者異議の訴えが棄却される場合

(三) 法人格の形骸化が認められず、法人格否認の法理により金銭債務の伸張がなされなかった諸事例

(四) 適用事実関係の類似性および法律効果の本質的同一性

— 以上「成城法学」第二十六号 —

三 形骸に基づく金銭債務伸張型および金銭執行の際の第三者異議の訴え棄却型法人格否認の法理と、同様の機能を有する他の法理・法規範が、我が法に存するか

(一) 序(考察の目的および方法)

(二) 商法二三条

I 要件および効果の考察

1、商法二三条の要件・効果の概観

2、要件からみた、「具体的形骸法理適用事実理想形」への適用可能性

3、「具体的形骸法理適用事実理想形」における、具体的効果の類似性

4、結論

II 形骸に基づく金銭債務伸張型および金銭執行の際の第三者異議の訴え棄却型法人格否認の法理との、現実的機能の同一性の有無の考察

1、商法二三条適用諸事例における具体的適用事実関係および具体的効果の、考察

(1) 第一型 名板貸人・名板借人の少なくとも一方が会社である場合(その一)

① 第一型諸事例

② 第一型考察

(2) 第二型 名板貸人・名板借人の少なくとも一方が会社である場合(その二)

① 第二型諸事例

② 第二型考察

(3) 第三型 名板貸人・名板借人の少なくとも一方が会社である場合(その三)

① 第三型諸事例

② 第三型考察

(4) 第四型 名板貸人・名板借人の少なくとも一方が会社である場合(その四)

① 第四型諸事例

② 第四型考察

(5) 第五型 名板貸人・名板借人共に自然人である場合

① 第五型諸事例

② 第五型考察

2、商法二三条と、形態に基づく金銭債務伸張型および金銭執行の際の第三者異議の訴え棄却型法人格否認の法理との、現実的機能の同一性の有無に関する、結論

—以上「成城法学」第三十号—

(三) 商法五〇四条

I 要件および効果の考察

1、商法五〇四条の要件・効果の概観

2、要件からみた、「具体的形態法理適用事理想形」への適用可能性

3、効果からみた、「具体的形態法理適用事理想形」における、形態法理担当問題解決可能性

4、結論

II 形態に基づく金銭債務伸張型および金銭執行の際の第三者異議の訴え棄却型法人格否認の法理との、現実的機能の同異の考察

1、適用諸事例における現実的機能の同異の考察

(1) 第一型 本人が会社である場合(その一)

① 第一型諸事例

② 第一型考察

(2) 第二型 本人が会社である場合(その二)

① 第二型諸事例

② 第二型考察

(3) 第三型 本人が会社である場合(その三)

① 第三型諸事例

② 第三型考察

(4) 第四型 本人が会社である場合(その四)

① 第四型諸事例

② 第四型考察

(5) 第五型 本人と代理人の双方が自然人である場合

① 第五型諸事例

② 第五型考察

2、商法五〇四条の、比較対象としての適格性

—以上「成城法学」第三十五号—

(四) 商法第二六六条の三第一項

I 要件および効果の考察

1、商法第二六六条の三第一項の要件・効果の概観

2、要件からみた、具体的形骸法理適用事実理想形への適用可能性

3、効果からみた、具体的形骸法理適用事実理想形における、形骸法理担当問題解決可能性

4、結論

—以上「成城法学」第四十号—

II 形骸に基づく金銭債務伸張型および金銭執行の際の第三者異議の訴え棄却型法人格否認の法理との、現実的機能の同異の考察

1、適用諸事例における現実的機能の同異の考察

- (1) 第一型 同一機能の蓋然性の高い場合(その一)
 - ① 第一型諸事例
 - ② 第一型考察
- (2) 第二型 同一機能の蓋然性の高い場合(その二)
 - ① 第二型諸事例
 - ② 第二型考察
- (3) 第三型 同一機能の蓋然性はあるが、必ずしも高くはない場合(その一)
 - ① 第三型諸事例
 - ② 第三型考察
- (4) 第四型 同一機能の蓋然性はあるが、必ずしも高くはない場合(その二)
 - ① 第四型諸事例
 - ② 第四型考察
- (5) 第五型 機能が異なる場合(その一)
 - ① 第五型諸事例
 - ② 第五型考察
- (6) 第六型 機能が異なる場合(その二)
 - ① 第六型諸事例
 - ② 第六型考察

2、商法第二六六条の三第一項の、比較対象としての適格性

—以上「成城法学」第四十一号—

(五) 取締役の任務遂行債務の不履行責任

I 要件および効果の考察

1 取締役の任務遂行債務の不履行責任の、要件・効果の概観

A 要件 任務遂行債務の不履行

(I) 任務遂行債務

(II) 任務遂行債務、の不履行

B 任務遂行債務の不履行の、効果(責任)

1 損害賠償債務の発生

2 違法配当額等の弁済債務の発生

3 介入権の発生

4 その他の効果

C 競業・利益相反取引

2 要件からみた、具体的形骸法理適用事実理想形への適用可能性

3 効果からみた、形骸法理担当問題解決可能性

4 結論

II 形骸に基づく金銭債務伸張型および金銭執行の際の第三者異議の訴え棄却型法人格否認の法理との、現実的機能の同異の考察

1 適用諸事例における現実的機能の同異の考察

1 取締役の任務遂行債務の不履行責任に対応する会社の諸権利の、会社債権者による代位行使

2 取締役の任務遂行債務の不履行責任に対応する会社の諸権利の、会社債権者による権利執行

3 破産・会社更生手続きにおける、管財人による、取締役の任務遂行債務不履行責任の追求

(1) 事例

(2) 考察

2 取締役の任務遂行債務の不履行責任の、比較対象としての適格性

(六) 法人格濫用に基づく法人格否認の法理

—以上「成城法学」第五十二号—

I 要件および効果の考察

1 濫用法理の要件・効果の概観

A 要件 法人格濫用

1 主観的法人格濫用

2 詐害的行為をしながらの有限責任享受⇨客観的法人格濫用1

3 社会観念上不可認容説⇨客観的法人格濫用2

B 効果 法人格否認

1 法人格否認の理論構成

2 諸判決における理論構成

2 要件からみた、具体的形骸法理適用事理想形への適用可能性

3 効果からみた、形骸法理担当問題解決可能性

4 結論

—以上「成城法学」第五十五号—

II 形骸に基づく金銭債務伸張型および金銭執行の際の第三者異議の訴え棄却型法人格否認の法理との、現実的機能の同異の考察

1 適用諸事例における現実的機能の同異の考察

(1) 第一型 同一機能の蓋然性の高い場合

① 第一型濫用諸事例

② 第一型考察

一 機能の同異

二 適用濫用法理およびレイシオ・デシデンダイ

(2) 第二型 同一機能の一面を有する場合

① 第一型濫用諸事例

② 第二型考察

一 機能の同異

二 適用濫用法理およびレイシオ・デシデンダイ

(3) 第三型 同一機能の蓋然性はあるが、必ずしも高くはない場合

① 第三型濫用諸事例

② 第三型考察

一 機能の同異

二 適用濫用法理およびレイシオ・デシデンダイ

— 以上「成城法学」本号 —

Ⅱ 形骸に基づく金銭債務伸張型および金銭執行の際の第三者異議の訴え棄却型法人格否認の法理との、現実的機能の同異の考察

上記のごとく、濫用法理⁽¹⁾（法人格濫用に基づく法人格否認の法理）の、要件からみた具体的形骸法理適用事実理想形への適用可能性、および効果からみた同理想形における形骸法理担当問題解決可能性の点からみて、濫用法理が、前記二型の形骸法理（Ⅱ形骸に基づく、金銭債務伸張型法人格否認の法理、及び、金銭執行の際の第三者異議の訴え棄却型法人格否認の法理⁽²⁾）と同一の機能を果たしている事例の存在が予想されるが、濫用法理の現実の機能は果たしてどうであろうか。以下、濫用法理の適用諸事例における事実関係および同法理の実現した効果と、前記二型の形骸法理のそれとの、同異に着目して、前記諸規準⁽⁴⁾を用いて、濫用法理と前記二型の形骸法理との、現実の機能の同異（Ⅱ同一であるか異なるか）を考察し、濫用法理を本稿における比較の対象とするべきか否かの決定

を試みる。

- (1) 拙稿「形骸に基づく法人格否認の法理における形骸概念の再構成(八)」成城法学第五十五号一二九頁以下及び一三三頁以下。
- (2) 前掲拙稿「形骸に基づく法人格否認の法理における形骸概念の再構成(二)」成城法学第二十六号三一一—三三三頁参照。
- (3) 前掲拙稿「形骸に基づく法人格否認の法理における形骸概念の再構成(三)」成城法学第三十号四六頁、3、参照。
- (4) 第一、第二、第三、第五、第六および第七規準参照(前掲拙稿「形骸に基づく法人格否認の法理における形骸概念の再構成(三)」成城法学第三十号四五頁、同四九頁注(6)(7)、同九一頁注(9)、前掲拙稿「形骸に基づく法人格否認の法理における形骸概念の再構成(四)」成城法学第二十五号六六頁注(8))。

1 適用諸事例における現実的機能の同異の考察

既述の如く、前記二型の形骸事例⁽¹⁾——〔事例二〕——〔事例三二〕においては、(1) イ、一個人的設立動機(「税金対策、金融を受ける為等」、ロ、一人会社または実質的一人会社(「実質的一人全額出資と藪人形社員の利用」、ハ、機関不機能(「株主総会・取締役会不開催、名目取締役等」と、背後者の機関を通さない直接支配または代表機関等としての意のままの支配、ニ、不区分営業活動(「a、営業所・電話・従業員等の人的物的施設の共通、b、指揮者の共通、c、類似商号使用、d、類似営業目的等」による、会社と背後者(又は他の関連会社)の活動・行為の渾然融合)、ホ、不区分財産管理(「資産不区分充当と収支不区分会計)、へ、その他(「みせ金、無資力、取引相手の信頼)、等の事実が、形骸性肯定の為の基礎とされ、これらの事実の多くが認められると法人格形骸化が肯定されている。(2) 逆に、これらの事実の多くがその証拠なしとされ、または、積極的に、ト、実質的複数者出資(「実質的複数社員)、チ、機関実質機能と、背後者の直接支配または機関としての意のままの支配の不存在、リ、

分別営業活動（Ⅱ独立の、人的・物的施設、指揮者、商号及び営業目的等による、分別活動の存在）、又、分別財産管理（Ⅱ資産分別充当と収支分別会計）、等の事実の多くが認定されると、法人格形骸化が否定されている。⁽²⁾（以下、これらのイ、一へ、等の事実を、形骸性肯定重要事実、ト、一ヌ、等の事実を、形骸性否定重要事実という⁽³⁾。）
 そこで、ここでは、(1)先ず、前記第五規⁽⁴⁾準を用いることを予定して、濫用法理の適用された諸事例（以下、濫用事例という）の事実関係を、これらの形骸性肯定・否定重要事実に着目して整理し、(2)その上で、(a)濫用事例における、事実関係および濫用法理の実現した効果と、(b)前記二型の形骸事例における、事実関係および形骸法理の実現した効果との、同異を考察し、前記諸規⁽⁵⁾準を用いて、濫用法理と前記二型の形骸法理とが現実の機能を同じくするか否かを考察する。

以下、濫用事例を、事実関係および濫用法理の実現した効果に着目して、第一型以下の諸型に分けて考察する。

- (1) 前掲拙稿「形骸に基づく法人格否認の法理における形骸概念の再構成（二）」成城法学第二十六号四〇一—一〇頁。
- (2) 同一一—一三頁、三八—四〇頁参照。
- (3) 前掲拙稿「形骸に基づく法人格否認の法理における形骸概念の再構成（三）」成城法学第二十九号四九頁注(6)(7)参照。
- (4) 同
- (5) 第一、第二、第三、第五、第六および第七規⁽⁶⁾準（前掲拙稿「形骸に基づく法人格否認の法理における形骸概念の再構成（三）」成城法学第二十九号四五頁、同四九頁注(6)(7)、同九一頁注(9)、前掲拙稿「形骸に基づく法人格否認の法理における形骸概念の再構成（四）」成城法学第三十五号六六頁注(8)。

(1) 第一型 同一機能の蓋然性の高い場合

① 第一型濫用諸事例

〔事例一〇三二〕 東京地裁昭六二(ワ)第七〇二六〇号、平成二年四月二七日判決(判例タイムズ七四八号二〇〇頁)

【事実】 一、昭和六〇年一二月以降における仕入れ代金支払いの為に、訴外甲会社(株式会社)⁽¹⁾は原告Xに対し約束手形を振り出した。Xは、法人格の形骸化及び濫用を理由に、訴外甲会社、被告Y₁会社(有限会社)及び被告Y₂会社(株式会社)の法人格を否認し、同被告等及び背後者としての被告Y₃およびその妻被告Y₄に対し、甲会社振出の上記手形の支払いを訴求した。

二、関連四会社の状態

(一) 形骸化認定基礎事実

1、(出資・支配・機関活動)

(1) 訴外甲会社(株式会社)

イ、N夫婦(Y₃の妻Y₄の、両親)が出資して設立。宝石類の販売等を業務とする。

N夫婦は、設立当初の甲会社の唯一の株主かつ役員であった。しかし、娘夫婦の生計を立てさせる目的で出資したものであり、経営参加の意図はなかった。N夫婦は、甲会社の経営をすべてY₃に任せ、利益配当や役員報酬も受け取らず、株主、役員とは名ばかりであった。

ロ、昭和五七年一二月頃には、Y₃の出資により一〇〇〇万円の増資がなされた。

ハ、昭和六一年五月一二日、手形不渡りを出し倒産、判決当時休業状態にあった。

(上記事実及び後記事実2(2)イから、判旨は、甲会社は実質上Y₃の所有、経営する会社であったといえる、とす

る。

(2) 被告Y₁会社(有限会社)

イ、当初、Y₃の姉が出資して設立した。当初は宝石類の販売等を業務としたが、昭和六〇年三月に定款目的を食料品販売等に変更して後は、Y₃の発案で、手形割引を主たる業務とするに到った。

ロ、主要な業務は、Y₃が行い、姉は商品の値付け、台帳、帳簿の管理といった補助的な業務に携わっていたにすぎなかった。

ハ、Y₃は、昭和六一年一月から同六二年五月までの約一年六箇月の間に、無担保でY₁会社とその資本金の二〇倍近くに当たる合計九八四万円を貸付け、その約半分にあたる四五〇〇万円の返済を受けていないのに対し、姉は昭和六二年五月三十一日現在で同社に対しわずかに五三万円余りを貸し付けていたに過ぎない。

ニ、Y₁会社の本店、事務所は、設立時は姉の実家(神戸市)に置かれ、昭和六〇年三月にY₁所有のグリーンハイツ(東京都江東区)に移転し、昭和六一年八月以降は、Y₃の自宅(以下、本件一の建物という)を事務所としたが、姉は、その住所を移転せず、月の半分位だけ東京に向いて仕事をしていた。

(以上イ―ニの事実から、判旨は、Y₁会社は、遅くとも目的を変更した昭和六〇年三月以降は、Y₃が所有し、且つ、支配していた会社と解している。)

(3) 被告Y₂会社(株式会社)

イ、昭和六〇年一二月、Y₃は、全額出資して、サーフボード置き場の賃貸及びサーフィン関連商品の販売等を目的とするY₂会社を設立。

ロ、Y₂会社は、土地(以下、本件二の土地という)上に建物(以下、本件二の建物という)を新築し営業をはじめた。

ハ、Y₂会社の役員人事及び、Y₂会社の唯一の不動産たる本件二の土地・建物についての権利の取得、移転及び担保権設定、又は他に対する金銭貸付等の財産上の重要な行為は、Y₃の意向により決定実行されている。

ニ、昭和六二年五月に本件二の土地及び建物を売却したため、判決当時休業状態であった。

(上記事実イ―ニ、及び後記事実②(2)ニ、から、判旨は、Y₂会社は、Y₃が出資、設立し、且つ営業していた会社と認められるとする。)

(4) 訴外乙会社(有有限会社)

イ、甲会社の商品輸入先であるベルギーの丙会社の要請を受けたY₃の意向により、宝石貴金属の輸入と卸小売を目的として、昭和五七年四月一六日に設立された。

ロ、乙会社は、独立した店舗等はなく、甲会社の事務所を連絡先にしてY₃が一人でその経営を切り回していた。

ハ、昭和五七年九月に乙会社の社員権の半分がY₃からベルギーの丙会社に譲渡された(但し、昭和五七年一〇月一日から始まる事業年度から三期連続で黒字経営をしているのに、丙会社に対しては、配当は全く行われていない、とされる)。

(判旨は、上記イ―ハの事実より、乙会社は設立当初はY₃が所有、経営し、社員権譲渡後はY₃とベルギーの丙会社が各二分の一を所有し、Y₃の経営する会社であると認められる、とする。)

(5) なお、上記関連四社において、取締役会及び株主総会・社員総会が開催されたことはない。

(以上より、本件手形が振り出された当時、関連四社のうち乙会社以外は、Y₃が実質的に所有、支配し、乙会社は、Y₃が社員権の二分の一を所有し、かつ、支配していたものといえる、と認定された。)

(Ⅱ 甲会社・Y₁会社・Y₂会社における、①Y₃の全額若しくは多額の出資若しくは貸付、及び②機関不機能とY₃の意の儘の支配)

2、(営業活動)

(1) ①イ、原告Xは、昭和五七ころ、甲会社、Y₁会社、乙会社の三者と宝石の取引をしていたが、交渉相手はいずれもY₃であった(昭和五八年からは、Y₃がもと勤務していた会社の部下であり、甲会社の取締役であったSがその手伝いをしていた)。

Xは、取引の相手方となる会社をY₃の指示に従って振り分けていたが、右三社ともY₃の会社で同一の取引先であると認識していた。

ロ、甲会社、Y₁会社及び乙会社(ただし、昭和五九年九月ころまで)は、相互に多数、多額の宝石の取引を行っていた。

②右の取引は、三社の利益を分散するために行われたものと推認された。

(判旨は、上記事実によれば、昭和五九年九月頃までは、右三社間で、その後は甲会社及び乙会社間で宝石取引の業務が混同していたといえる、とする。)

(2) イ、甲会社の事務所は、当初、Y₁の実家(東京都台東区)にあったが、その後Y₁所有のグリーンハイツ(東京都江東区)に移り、ここで事務員を使用して営業をし、昭和六〇年暮れに再びY₁の実家に移転した。但し、本店は、Y₃の自宅(本件一の建物)にあった。

ロ、Y₁会社の本店、事務所は、設立時は姉の実家に置かれ、昭和六〇年三月にグリーンハイツに移転し、昭和六一年八月以降は、Y₃の自宅(本件一の建物)を事務所としていた。

ハ、乙会社は、実際には、独立した店舗等はなく、甲会社の事務所を連絡先にしてY₃が一人でその経営を切り回していた。但し、登記簿上は、本店は当初Y₃の実家(神戸市)に置かれており、後にY₃の自宅(本件一の建物)に移転した。

二、Y₂会社の本店は、甲会社及び乙会社の本店がある土地・建物（本件一の土地・建物）に隣接していた。

（Ⅱ甲会社・Y₁会社・乙会社（及びY₃）の間の、不区分営業活動）

3、（財産管理）

イ、甲会社はその所有する土地及び建物（本件一の土地・建物）を、昭和六〇年一月二〇日にY₁会社に帳簿価格より低い価格で譲渡し、他方、Y₁会社は、昭和六一年四月二八日に、甲会社を債務者とする根抵当権を同土地・建物に設定した。（なお、甲会社は、Y₁会社より、昭和六〇年一月から翌年四月までの間に、六千万円余りを借り入れている。）

上記本件一の土地・建物の譲渡代金については、その一部はY₁会社が支払ったが、その残りは或いはY₃夫婦からの借入金により支払い、或いはY₃夫婦に代位弁済させて支払った。（なお、Y₁会社は、Y₃及びその家族から少ない額の金員の貸付を受けていた。）

ロ、Y₃は他の土地（本件二の土地）をY₃夫婦名義で購入したが、昭和六〇年一月二四日、これに甲会社を債務者とする根抵当権が設定された。

同土地は、昭和六〇年一月二三日にY₃からY₂会社に譲渡された（同土地の売買契約書上の代金は六二〇〇万円であつたところ、そのうち五〇〇万円は直ちに支払われたが、その結果資金がなくなったY₂会社は、乙会社から多額の借り入れをして運転資金やY₃に支払う月賦金を賄った。又、同売買契約書には、代金の一部一九七四万一〇〇〇円はY₂会社が甲会社のローンを肩代わりに支払う旨記載されていた。同土地には、昭和六一年七月三日甲会社を債務者とする根抵当が設定され、さらに昭和六一年二月一七日、Y₁会社を債務者とする根抵当権が設定され、その担保提供料としてY₁会社はY₂会社に対し、翌六二年二月末日までの一事業年度二五〇万円を支払っている。（なお、Y₁会社は、昭和六二年五月三一日現在、Y₂会社から二〇〇〇万円を借り入れている。）

ハ、Y₁会社が資金を借り入れるに際し、乙会社が振出し、Y₃が保証した約束手形を差し入れた。

二、但し、関連四社はそれぞれ独立に決算を行い、税務申告をしていた。

(判旨は、以上のイーハの事実から、二の事実にかかわらず、甲会社とY₁会社、Y₁会社とY₃、Y₂会社とY₃との間には、財産が混同しているといえる程の財産上密接な関係がある、とする。)

(Ⅱ 甲会社・Y₁会社・Y₂会社・Y₃者間での、交錯的な財産使

用・担保提供・財産移転・資金供給 ↓ 不区分財産管理)

(二) 濫用認定基礎事実

1、甲会社は、多額の手形を受け取っていた取引先が倒産したこと等から、昭和六〇年一月頃経営が困難になつていた。

2、本件一の土地・建物は、昭和六〇年一月二〇日に甲会社からY₁会社へ売却された(前記事実二、(一)、3、イ参照)。

しかし、同土地・建物の帳簿価格は一億二五〇万円余りであるのに対し、売買価格はこれを一二五〇万円下回る一億一三〇〇万円であつて、売買価格が時価を反映した正当な取引価格と認められなかつた。

3、本件二の土地は、昭和六〇年一月、Y₃からY₂会社に売却された(前記事実二、(一)、3、ロ参照)。

しかし、売買代金のかなりの部分は最終的にY₃が負担しており、その売買価格はY₂会社の資本金の一〇倍を越える高額なものであり、Y₂会社の営業内容・規模からみてY₂会社が売買代金を支払いながら収益を上げていくことは相当期間不可能であり、売買代金と現実に支払うべきものとされた金員の間には一〇〇〇万円のそごがあることから、右売買代金を確実に支払っていくことは必ずしも予定されていなかったと認定された。

ここから、判旨は、本件二の土地の売買は実質的に売買に名を借りた現物出資ともみられ、その目的は、甲会社

の倒産に備え、その役員であるY₃夫婦名義の責任財産をY₂会社に移転させるためであったものと推認される、とす
る。

【判旨】

1、「上記二(一) 1、— 3、の事実」を総合すれば、甲会社、被告Y₁会社、同Y₂会社は、その実質的所有者で、かつ、経営者である被告Y₃を介して互いに会社財産の混同関係があり、法定の会社意思決定手続きも履践しておらず、これら会社の法人格は形骸化して、被告Y₃のわら人形にすぎないということが出来る。

よって、甲会社、被告Y₁会社、同Y₂会社、同Y₃はこれを同一視することができる。」

2、「上記二(一) 1、— 3、の」事実を総合すると、被告Y₃は、甲会社、被告Y₁会社、同Y₂会社に対する支配力を利用して、甲会社の倒産の危険が出てきた昭和六〇年一—月ころ、その責任財産の隠匿を図るため、一方で甲会社の所有する本件一の土地及び建物を被告Y₁会社に移転し、他方で同年一—月にはY₃夫婦名義の本件二の土地を被告Y₂会社に移転したものと認められ、甲会社を支配する被告Y₃は被告Y₁会社の法人格を、被告Y₃個人は同Y₂会社の法人格をそれぞれ濫用したものと見える。即ち、被告Y₁会社と同Y₂会社の法人格は、法人格の濫用を理由としても否認され、それぞれ甲会社、被告Y₃と同一視される。」

3、判旨はこのように論じて、Xの、甲会社の約束手形債務に関する、被告Y₁会社、同Y₂会社及び同Y₃に対する請求を認容した。

(但し、被告Y₁については、前記関連四社の一部の設立や業務執行に単に名前を貸すことを承諾していたが、これらを実質的に支配していたわけではなく、また被告Y₃とともに法人格の濫用に関与していたともいえないので、甲会社の本件手形債務を負うべき理由はないとし、被告Y₁に対する請求は棄却された。)

(1) 甲会社は、請求原因では訴外有限会社と記されているが、理由では、「N夫妻は……唯一の株主かつ役員であつて……」と記されており、株式会社のようなのである。

(2) 請求原因参照

② 第一型考察

一 機能の同異

本事例では、形骸法理(判旨1)と共に、濫用法理(Ⅱ法人格濫用に基づく法人格否認の法理)が適用されている(判旨2)。即ち、本事例で認定されている形骸性肯定重要事実の^①一つである不区分財産管理の^②一要素としての、財産移転(Ⅱ本件一の土地・建物の甲会社からY₁会社への譲渡、及び、本件二の土地のY₃からY₂会社への譲渡)に着目して、濫用法理が適用されている。

そこで、ここでは、本事例において適用された濫用法理と、前記二型の形骸法理(Ⅱ金銭債務伸張型法人格否認の法理、及び金銭執行の際の第三者異議の訴え棄却型法人格否認の法理)^③との、現実の機能の同異について考察する。

1、事実関係の類似性

先ず、本事例の事実関係を見ると、一方、形骸性肯定重要事実の^④幾つかが認定されている。即ち、①背後者Y₃の甲会社、Y₁会社及びY₂会社への全額若しくは多額の出資若しくは貸付(事実二(一) 1(1)ロ、(2)ハ、(3)イ、)、②甲会社、Y₁会社及びY₂会社における、機関不機能と背後者Y₃の意の儘の支配(事実二(一) 1(1)イ、(2)ロ、ニ、(3)ハ、及び(5))、③甲会社・Y₁会社・乙会社(及びY₃)間の不区分営業活動(事実二(一) 2)、及び④甲会社・Y₁会社・Y₂会社・Y₃間での、交錯的財産使用・担保提供・財産移転・資金供給Ⅱ不区分財産管理(事実二(一) 3)が、

見られる。⁽⁵⁾ 他方、形骸性否定重要事実は何も認定されていない。⁽⁶⁾ 従って、前記第五基準⁽⁷⁾に基づき、本事例の事実関係と前記二型の形骸事例の事実関係との間には類似性がある(「同一の問題が存する」といえる)。

2、効果の類似性

上記のとおり、本事例の事実関係は、前記二型の形骸事例の事実関係と類似していることが判った。したがって、本事例における濫用法理の現実の機能と前記二型の形骸法理のそれとの、同異を判断するために、さらに、両者の実現した効果を対比して考察する意味がある(前記第二、第三、第六規準参照)⁽⁸⁾。そこで、前記第二、第三規準を用いることを予定して、実現効果の同異を考察すると、次の通りである。

(1) 先ず、前記二型の形骸法理の形骸事例における実現効果は、「法人格異別性の否認を通しての、形骸会社と背後者(親会社を含む)または関連形骸会社との間における、①金銭債務の伸張、または、②金銭執行の際の第三者異議の訴えにおける第三者性の否定」であり、その本質は「形骸会社および背後者(または関連形骸会社)双方の資産の、双方の全金銭債権者各々のための、共同責任財産化」と捉え得ることは、既述の通りであるが、後者(「効果の本質」)は、「関連形骸諸会社および背後者(親会社を含む)各法主体の資産の、同法主体全員の全金銭債権者各々のための、共同責任財産化」(「本事例に即していえば、「甲会社、Y₁会社、Y₂会社及びY₃四者の資産の、四者全体の全金銭債権者各々のための共同責任財産化」と換言することもできる)⁽⁹⁾。

(2) 次に、濫用法理が本事例において実現した効果が問題となる。

本事例においては先ず、甲会社の支配者であるY₂によるY₁会社の法人格濫用に基づき、甲会社とY₁会社の法人格異別性を否認し、甲会社の手形債務をY₁会社に伸張している。

次に、本事例では、Y₂個人によるY₂会社の法人格濫用に基づき、Y₂個人とY₂会社の法人格異別性が否認されている。しかし、これは、甲会社とY₂及びY₂会社との法人格異別性を否認するものではないから、甲会社の手形債務の

Y_2 及び Y_3 会社への伸張の効果を直接に生ずるものではない。しかし、甲会社の法人格形骸化に基づき甲会社の手形債務が Y_3 に伸張したことを前提して、その手形債務がさらに、 Y_3 から Y_2 会社の法人格濫用に基づき Y_2 会社に伸張したとはいえよう。

要するに、濫用法理が本事例において実現した具体的効果は「甲会社手形債務の Y_1 会社、 Y_2 会社への伸張」といえるが、これは、「 Y_1 、 Y_2 会社各社の資産の、甲会社手形債務のための責任財産化」 \parallel 「 Y_1 、 Y_2 会社各社の資産の、同各社の債務及び甲会社手形債務双方の為の、共同責任財産化」といえる。ところで、1で上記のとおり、本事例の事実関係は前記二型の形骸事例の事実関係と類似しているのであるから、甲会社・ Y_1 会社・ Y_2 会社及び Y_3 は、それぞれ、関連形骸諸会社及び背後者と捉えることができる(前記判旨1及び本型考察1、1、参照)。そうすると、濫用法理の実現した上記効果は、その本質を「関連形骸二会社各社の資産の、他の形骸会社の手形債務のための責任財産化」 \parallel 「関連形骸二会社各社の資産の、同各社の債務及び他の形骸会社の手形債務双方の為の、共同責任財産化」と捉えることができる。これは、(1)で上記した前記二型の形骸法理の実現効果の本質(「形骸会社および背後者(または関連形骸会社)双方の資産の、双方の全金銭債権者各々のための、共同責任財産化」又は「関連形骸諸会社および背後者(親会社を含む)各法主体の資産の、同法主体全員の全金銭債権者各々のための、共同責任財産化」)の一環を実現するものと捉えることができる(したがって又、前記二型の形骸法理の担当問題の一部を解決することができるものと推測することができる)。したがって、濫用法理が本事例において実現した効果は、前記二型の形骸法理の実現効果と本質的に類似しているといつてよからう。

(3) また、本事例では、濫用法理の他に、前記二型の形骸法理の一つである金銭債務伸張形骸法理⁽¹⁰⁾が適用され、その効果として、形骸諸会社甲会社・ Y_1 会社・ Y_2 会社及び背後者 Y_3 の四者間で、法人格異別性が否認され同一視がなされ、甲会社の手形債務が Y_1 会社、 Y_2 会社及び Y_3 に伸張している(判旨1)。本事例において濫用法理の実現し

た前記効果は、この形骸法理の効果を補強するものといえ、前記二型の形骸法理と同一の問題解決に寄与している、と捉えることができる。したがって、この点からも、本事例において濫用法理が実現した効果は、前記二型の形骸法理の実現効果と本質的に類似しているといえよう。

3 現実的機能の同異

かくして、一方、本事例における事実関係と前記二型の形骸事例における事実関係には、類似性がみられ、他方、本事例において濫用法理の実現した効果と前記二型の形骸事例において形骸法理の実現した効果との間にも、類似性があるといえる。したがって、前記第二規¹¹⁾準を用いて、本事例における濫用法理は、前記二型の形骸法理と、現実の機能を同じくしていると推測することができる。

換言すれば、本事例の事実関係は前記二型の形骸事例の事実関係と類似しているから、本事例の事実関係に前記二型の形骸法理の担当問題が存することになるが、この担当問題は、本事例において形骸法理が実現した効果によってのみならず、それを補強する濫用法理の実現効果によっても、解決されていると推測することができる。¹²⁾

(1) 多くの形骸事例において、形骸性肯定のための重要事実とされた事実。前掲拙稿「形骸に基づく法人格否認の法理における形骸概念の再構成 (三)」成城法学第三十号四九頁注(6)(7)、「同 (二)」成城法学第二十六号一一一一—一一三頁、参照。本稿Ⅱ、1 (本稿七三—七四頁) 参照。

(2) 前掲拙稿「形骸に基づく法人格否認の法理における形骸概念の再構成 (二)」成城法学第二十六号三九頁注(1)(2)(3) 参照。

(3) 前掲拙稿「形骸に基づく法人格否認の法理における形骸概念の再構成 (二)」成城法学第二十六号三三頁以下参照。

(4) 前掲拙稿「形骸に基づく法人格否認の法理における形骸概念の再構成 (三)」成城法学第三十号四九頁注(6)(7)、

「同 (二)」成城法学第二十六号一一一一—一一三頁、参照。

(5) 前掲拙稿「形骸に基づく法人格否認の法理における形骸概念の再構成 (二)」成城法学第二十六号三八—四〇頁、一

一一一一三頁参照。

(6) 前掲拙稿「形骸に基づく法人格否認の法理における形骸概念の再構成 (三)」成城法学第三十号四九頁注(6)(7)、
「同(二)」成城法学第二十六号三八—四〇頁、一一一一—一二三頁参照。

(7) 前掲拙稿「形骸に基づく法人格否認の法理における形骸概念の再構成 (三)」成城法学第三十号四九頁注(6)(7)参
照

(8) 前掲拙稿「形骸に基づく法人格否認の法理における形骸概念の再構成 (三)」成城法学第三十号四五頁、九一頁注
(9)参照。

(9) 前掲拙稿「形骸に基づく法人格否認の法理における形骸概念の再構成 (二)」成城法学第二十六号一一三頁、2、以
下、及び前掲拙稿「形骸に基づく法人格否認の法理における形骸概念の再構成 (三)」成城法学第三十号五〇頁注(9)
参照。

本稿では、従来、前記二型の形骸法理の効果の本質を、「会社および背後者(または関連会社)双方の資産の、双方
の全金銭債権者各々のための、共同責任財産化」と記述してきた。しかし、ここで、「会社」および「関連会社」とは、
それぞれ「形骸会社」および「関連形骸会社」の意味であるが、上記表現ではその趣旨が必ずしも明確にならない。そ
こで、形骸事例でもある本事例も考慮に入れて、前記二型の形骸法理の効果の本質の記述を若干修正すると、同本質は
「関連形骸諸会社及び背後者(親会社を含む)各法主体の資産の、同法主体全員の全金銭債権者各々のための、共同責
任財産化」と換言することもできる。これは内容的に従来のものと同じであり、その理由として従来述べたところも、
そのまま通用すると思われる(前掲拙稿「形骸に基づく法人格否認の法理における形骸概念の再構成(二)」成城法学
第二十六号一一三頁2以下、及び、前掲拙稿「形骸に基づく法人格否認の法理、に関する日仏間の比較法的研究」私法
第四九号一九六一—一九七頁参照)。

なお、従来の表現「会社および背後者(または関連会社)双方の資産の、双方の全金銭債権者各々のための、共同責
任財産化」も、「会社」および「関連会社」とはそれぞれ「形骸会社」および「関連形骸会社」の意味であることを明
確化するために、以下、本文に記したように、「形骸会社および背後者(または関連形骸会社)双方の資産の、双方の
全金銭債権者各々のための、共同責任財産化」と表現を改める。

(10) 前掲拙稿「形骸に基づく法人格否認の法理における形骸概念の再構成 (二)」成城法学第二十六号三三—三三頁参照。

(11) 前掲拙稿「形骸に基づく法人格否認の法理における形骸概念の再構成」(三)「成城法学第二十号四五頁。

(12) 前掲拙稿「形骸に基づく法人格否認の法理における形骸概念の再構成」(三)「成城法学第二十号四九頁注(6)(7)参照

(13) 前記二型の形骸法理はいかなる担当問題の解決を目的とするかは比較の完了した後に明らかになる問題であるが、筆者は、既に、仮説的にそれを、「形骸事例において喪失した責任財産の合理性を、会社債権者及び背後者(または関連会社)債権者両者との関係において、いかにして回復するか」という問題の解決を目的とするものであると、捉えた(「私法」第四九号一九六一—一九七頁)。この仮説を正しいと仮定すれば、本型事例において濫用法理の実現した効果は、「形骸事例において喪失した責任財産の合理性を、形骸諸会社債権者・背後者債権者との関係において回復する手段」としての前記二型の形骸法理の効果をも、補強しているものと解することができる。

二 適用濫用法理およびレイシオ・デシデンダイ

本事例では、「①支配の要件と②目的の要件を構成要素とする、会社法人格の主観的濫用」を法律要件とする濫用法理⁽¹⁾が適用され、「①(甲会社・Y₁会社・Y₂会社を意のままに支配するY₃が、②甲会社またはY₃の責任財産の隠匿を図るため、甲会社またはY₃の財産をY₁会社またはY₂会社に移転した事実」が、①支配の要件及び②目的の要件を満たし、Y₁会社またはY₂会社の法人格濫用となると捉えられている(判旨⁽²⁾)、と解される。

ここで、判旨文言からみて会社の支配⁽²⁾、責任財産隠匿の企図及び財産移転が重要事実とされていることはいうまでもないが、その外に、Y₁会社及びY₂会社の「物的会社性」が重要事実とされていると解すべきである。即ち、財産隠匿の目的を達するには、Y₁会社及びY₂会社が、会社法人格異別性の故に、その資産が社員を含む他の法主体の債務のための責任財産とされない会社であることが必要である。換言すれば、会社法人格異別性による会社債務及び社員の債務それぞれのための排他的責任財産の作出が、特別規定(例えば商法八〇条、八九条、九〇条及び九一条等)によって妨げられていない会社(＝株式会社又は有限会社)であることが必要である⁽³⁾。このような会社を物

の会社と呼ぶならば、Y₁会社およびY₂会社の物的会社性が重要事実とされていると解すべきである。

以上を考慮し(且つY₁Y₂両会社を物的会社A社とまとめて)本事例のレイシオ・デシデンダイ (ratio decidendi) の構成を試みれば、以下のように構成することが可能であろう。⁽⁴⁾

〔要件〕①物的会社A社を意のままに支配する背後者Bが、②B自身の責任財産(またはその支配する他の会社C社の責任財産)を隠匿する企図のもとに、Bの財産(又はC社の財産)をA社に移転するときは、↓①支配の要件と②目的の要件を満たし、A社の法人格の濫用であり、↓〔効果〕A社の法人格は否認され、B(またはC社)と同一視され、B(またはC社)の金銭債務はA社に伸張する。⁽⁵⁾

——〔事例一〇三〕レイシオ・デシデンダイ——

(1) 前掲拙稿「形骸に基づく法人格否認の法理における形骸概念の再構成(八)」成城法学第五十五号一一五—一九頁(A, 1, a) 参照。

(2) 「[会社の意のままの支配]の事実、会社の違法不当目的のための利用(II会社法人格濫用)を可能ならしめる論理的前提として、重要事実とされていると解される(前掲奥山恒朗「いわゆる法人格否認の法理と実際」一六九頁(2)参照)。

(3) 第三型考察二、I、2、(1)、(b)(本稿一一三—一四頁) 参照。

(4) レイシオ・デシデンダイ構成の意味

本稿では、レイシオ・デシデンダイを「重要事実(material facts)に着目するとき、実質的にみて大前提として用いられたと解される法規範で、先例として尊重されるべきもの」の意味に用いている(前掲拙稿「形骸に基づく法人格否認の法理における形骸概念の再構成(八)」成城法学第五十五号一一二頁)。

ところで、裁判に何らかの意味での先例拘束力を認める理由が法適用の平等及び法的安定の確保にあるとすれば、いかなる意味・内容で確定したか不明の裁判(例えば、上訴された下級審判決で、上級審でどのように判定・確定された

か判例集等により明らかにできないもの、等)につき先例的意味を云々するのは、無意味であろう。しかし、重要事実に基づきレイシオ・デシデンダイを構成する意味は、先例価値を有すべき裁判の先例としての意味・内容の合理的明確化にとどまらない。その他に、文言上のペーパールールでない、裁判において現実に適用された実質的ルールを明らかにする意味があり、この意味では、先例価値を有すべき裁判に限らず全ての裁判につき、レイシオ・デシデンダイの構成を試みる意味があると思われる。

そこで、本稿では、取り上げた裁判がいかなる内容において確定したかを確かめられない場合も、レイシオ・デシデンダイの構成を試みることにした。

(*Cf. Arthur L. Goodhart, Determining the ratio decidendi of a case, Y. L. J. Vol. XI, Dec. 1930, No. 2, P. 161 ff.*; 望月礼二郎「イギリスにおける判例理論の傾向・1」法律時報第四三二七号四七頁以下、「同・2終」法律時報第四三九号四五頁以下参照。)

(5) 第一型考察一、2、(2) (本稿八三二―八四頁) 参照。

(2) 第二型 同一機能の一面を有する場合

① 第一型濫用諸事例

【事例一〇四】 最高裁昭和四五年(オ) 第六五八号、昭和四八年一〇月二六日第二小法廷判決(最高裁判所民事判例集第二七卷二二四〇頁)

【事実】

一、1、甲会社(B地所株式会社。旧商号A開発株式会社)が昭和四二年一〇月中X(原告・被控訴人・被上告人、ホテル業者)から居室に関する賃貸借解除の通知を受け、かつ占有移転禁止の仮処分を執行されたところ、甲

会社代表取締役Cは、Xの甲会社に対する居室明渡、延滞賃料支払債務等の履行請求手続を誤らせ時間と費用とを浪費させる手段として、同年一月一日甲会社の商号を従前のA開発株式会社から現商号のB地所株式会社に變更して、同月一七日その登記をなすとともに、同日甲会社の前商号と同一の商号を称し、その代表取締役、監査役、本店所在地、営業所、什器備品、従業員が甲会社のそれと同一であり、営業目的も甲会社のそれとほとんど同一である新会社Y会社(被告、控訴人、上告人)を設立したが、右商号変更、新会社設立の事実を賃貸人であるXに通知しなかった。

(Ⅰ①実質的同一性、②不区分営業活動、③不区分財産管理、④Y会社における機関不機能と甲会社による意のままの支配、又は、甲・Y両会社における機関不機能とCによる意のままの支配)

2、Xは右事実を知らなかったため、同年二月三日「A開発株式会社(代表取締役C)」(ⅡY会社)を相手方として本訴を提起した。

3、Cは第一審口頭弁論期日に出頭しないで判決を受け、原審における約一年にわたる審理の間中も、右商号変更、新会社Y会社設立の事実についてなんらの主張をせず、また、旧会社甲会社が昭和三八年二月以降本件居室を賃借し、昭和四〇年二月一日当時の賃料が月額一六万二二〇〇円であることならびに前記Xから賃借借解除の通知を受けたことをそれぞれ認めていたにもかかわらず、Y会社は、いったん口頭弁論が終結されたのち弁論の再開を申請し、その再開後初めて、Y会社が昭和四二年一月一七日設立された新会社であることを明らかにし、このことを理由に、前記自白は事実と反するとしてこれを撤回し、甲会社の債務について責任を負ういわれはないと主張するにいたった。

二、XはY会社に対し、居室明け渡し及び賃料等不払に基づく賃料相当の損害金の支払いを訴求。一審、二審X勝訴。Y会社上告。

【判旨】 上告棄却

一、1、「……株式会社が商法の規定に準拠して比較的容易に設立されうることに乗じ、取引の相手方からの債務履行請求手続きを誤らせ時間と費用とを浪費させる手段として、旧会社の営業財産をそのまま流用し、商号、代表取締役、営業目的、従業員などが旧会社のそれと同一の新会社を設立したような場合には、形式的には新会社の設立登記がなされていても、新旧両会社の実質は前後同一であり、新会社の設立は旧会社の債務の免脱を目的としてなされた会社制度の濫用であつて、このような場合、会社は右取引の相手方に対し、信義則上、新旧両会社が別人格であることを主張できず、相手方は新旧両会社のいづれに対しても右債務についてその責任を追求することができるものと解するのが相当である（最高裁判所昭和四三年（オ）第八七七号同四四年二月二七日第一小法廷判決・民集二三卷二号五一頁参照）」

2、「本件における前記認定事実を右の説示に照らして考えると、Y会社は、昭和四二年一月一七日前記のような目的、経緯のもとに設立され、形式上は旧会社（甲会社）と別異の株式会社の形態をとつてはいるけれども、新旧両会社は商号のみならずその実質が前後同一であり、新会社（Y会社）の設立は、Xに対する旧会社（甲会社）の債務の免脱を目的としてなされた会社制度の濫用であるといふべきであるから、Y会社は、取引の相手方であるXに対し、信義則上、Y会社が旧会社（甲会社）と別異の法人格であることを主張しえない筋合にあり、したがつて、Y会社は前記自白が事実反するものとして、これを撤回することができず、かつ、旧会社（甲会社）のXに対する本件居室明渡、延滞賃料支払等の債務につき旧会社（甲会社）とならんで責任を負わなければならないことが明らかである。これと結論において同旨に出た原判決の判断は、正当として是認することができ、右判断の過程に所論の違法はない。」

二、判旨はこのように論じて、上告を棄却。

かくして、甲会社の明渡債務及び未払賃料相当の損害賠償債務をY会社に伸張した一審判決は、確定した。

② 第二型考察

一 機能の同異

ここでは、本事例において適用された濫用法理と、前記二型の形骸法理との、現実の機能の同異について考察する。

1、事実関係の類似性

本事例では、甲・Y二会社の実質的同一性（≡代表取締役、監査役、本店所在地、営業所、什器備品、従業員、営業目的の同一性、及びY会社商号と甲会社前商号との同一性）、が認定されている（事実一、1）。したがって、甲・Y二会社の営業活動が渾然融合していると解されるから、①甲・Y二会社間で不区分営業活動が存するといえる⁽¹⁾。甲・Y二会社はこのように実質が同一であり、しかも、Y会社は、甲会社代表取締役Cが、Xの甲会社に対する居室明け渡し、延滞賃料支払い債務等の履行請求手続きを誤らせ時間と費用を浪費させる手段として設立されたものであるというのであるから（事実一、1）、②Y会社における機関不機能と（C等の甲会社役員を通しての）甲会社によるY会社の意のままの支配⁽²⁾（又は、甲・Y両会社における機関不機能とCによる意のままの支配）が存したと推測することができ、また、③甲・Y二会社間で不区分財産管理⁽³⁾も存したと推測する余地も存する。

したがって、本事例には、形骸性肯定重要事実が存し、前記第五規準に基づき、本事例の事実関係は、前記二型の形骸事例の事実関係に類似していると推測する余地がある⁽⁴⁾。そうすると、次に、前記第一、第三規準⁽⁵⁾に基づき、効果の類似性の有無が問題となる。

2、効果の類似性

(1) 先ず、前記二型の形骸法理の、形骸事例において実現した効果は、「法人格異別性の否認を通しての」形骸会社と背後者（親会社を含む）又は関連形骸会社との間における、①金銭債務の伸張、または、②金銭執行の際の第三者異議の訴えにおける第三者性の否定」であるが、これは、その本質を「形骸会社及び背後者（または関連形骸会社）双方の資産の、双方の全金銭債権者各々のための共同責任財産化」或いは「関連形骸諸会社及び背後者（親会社を含む）各法主体の資産の、同法主体全員の全金銭債権者各々のための、共同責任財産化」と捉え得ることは、既述の通りである。⁶⁾

(2) 次に、本事例において、濫用法理の実現した効果は、法人格異別性の主張制限を通しての、Y会社の自白撤回の不許、甲会社の居室明け渡し債務のY会社への伸張、及び、甲会社の延滞賃料支払債務のY会社への伸張である。この「甲会社の延滞賃料支払債務の、Y会社への伸張」に着目するとき、これは、その本質を、「Y会社資産の、甲会社の延滞賃料支払債務の為の、責任財産化」或いは「Y会社資産の、Y会社債務及び甲会社の延滞賃料支払債務双方の為の、共同責任財産化」と捉えることができる。ところで、本事例の事実関係と前記二型の形骸事例の事実関係とに類似性があると推測するときは、Y会社と甲会社を、それぞれ形骸会社と背後者（又は関連形骸会社）と捉えることができる。そうすると、この効果は、「形骸会社資産の、背後者（又は関連形骸会社）の延滞賃料支払債務の為の、責任財産化」或いは「形骸会社資産の、当該形骸会社の債務および背後者（又は関連形骸会社）の延滞賃料支払債務双方の為の、共同責任財産化」と捉えることができる。これは、前記二型の形骸法理の実現効果の本質である「形骸会社及び背後者（または関連形骸会社）双方の資産の、双方の全金銭債権者各々のための、共同責任財産化」或いは「関連形骸諸会社及び背後者（親会社を含む）各法主体の資産の、同法主体全員の全金銭債権者各々のための、共同責任財産化」の一環を実現するものと、と解することができる（したがって又、前記二型の形骸法理の担当問題の一部を解決することができるものと推測することができる）。即ち、本事例における濫用法理

の実現効果は、本質的にみて、前記二型の形骸法理の実現効果と類似している一面を有すると捉えることができる。
3、機能の同異

上記の通り、本事例の事実関係は、前記二型の形骸事例の事実関係と類似性があると推測し得、且つ、本事例において濫用法理の実現した効果と前記二型の形骸法理の実現効果とも本質的類似性を認める余地があることにな。したがって、前記第二規準を用いて、本事例における濫用法理は、前記二型の形骸法理と現実の機能を同じくしていると推測する余地がある。

(1)(2)(3) 前掲拙稿「形骸に基づく法人格否認の法理における形骸概念の再構成(二)」成城法学第二十六号一一一—一二三頁、一二三頁、三八—四〇頁参照。

(4) 前掲拙稿「形骸に基づく法人格否認の法理における形骸概念の再構成(二)」成城法学第二十六号一一一—一二三頁、一二三頁、三八—四〇頁参照。
〔同(三)〕成城法学第三十号四九頁注(6)(7)第五規準、参照。

(5) 前掲拙稿「形骸に基づく法人格否認の法理における形骸概念の再構成(三)」成城法学第二十六号一一三頁以下。

(6) 前掲拙稿「形骸に基づく法人格否認の法理における形骸概念の再構成(三)」成城法学第三十号四八頁注(4)、五及び前掲拙稿「形骸に基づく法人格否認の法理における形骸概念の再構成(三)」成城法学第三十号四八頁注(4)、五〇頁注(9)参照。なお、本稿第一型〔事例一〇三〕考察一、2(1)及び注(9)〔本稿八三頁、及び八六頁〕参照。

(7) 前掲拙稿「形骸に基づく法人格否認の法理における形骸概念の再構成(三)」成城法学第三十号四五頁第二規準参照。

二 適用濫用法理およびレイシオ・デセンダイ

本事例では、①支配の要件(Ⅱ新旧会社の実質的同一性)と②目的の要件を構成要素とする、会社法人格の主観的濫用^①を法律要件とする濫用法理、が適用されているものと解される(判旨一、1、2参照)。

そして本事例では、①「新旧会社の実質的同一性」^②(Ⅱ新会社による旧会社の営業財産の流用、新旧会社間の商号

(旧商号を含む)・代表取締役・従業員・営業目的等の同一^(一)及び②「旧会社債務の履行請求手続きを誤らせ時間と費用とを浪費させる手段として、新会社が設立されたこと」が、重要事実とされているものと解される(事実一、1、判旨一、1、2、参照)。

従って、本事例のレイシオ・デシデンダイは、以下のように構成することが可能であろう。⁽³⁾

〔要件〕①新旧会社の実質的同一性(≡新会社による旧会社の営業財産の流用、新旧会社間の商号(旧商号を含む)・代表取締役・従業員・営業目的等の同一)が存し、且つ②旧会社債務の履行請求手続きを誤らせ時間と費用とを浪費させる手段として、新会社を設立したときは、↓①新旧会社間に実質的同一性が存し、且つ、②旧会社の債務免脱目的の会社制度の利用(≡不当目的の新会社法人格の利用)であり、↓①支配の要件と②目的の要件を満たし、会社制度(≡新会社法人格)の濫用であり、↓〔効果〕新会社法人格は否認され(≡新会社は、取引相手に対し、信義則上、旧会社と別異の法人格であることを主張できず)、したがって新旧会社法人格異別性に基づく新会社の自白撤回は許されず、旧会社の債務(居室明渡し債務、賃料債務等)は新会社に伸張し、新会社は旧会社とならんで旧会社の債務につき責任を負わなければならない。〕

——〔事例一〇四〕レイシオ・デシデンダイ——

(1) 前掲拙稿「形骸に基づく法人格否認の法理における形骸概念の再構成(八)」成城法学第五十五号一一五—一一九頁(A、1、a)参照。

(2) 新旧会社の実質的同一性は、新会社法人格の濫用(≡違法不当目的の会社法人格利用)を可能ならしめる論理的前提、ないしその存在を担保保障するものとして重要視されているものと解される(前掲奥山恒朗「いわゆる法人格否認の法理と実際」一六九頁②参照)。

(3) 本事例は確定しており先例として尊重されるべきであるから、本稿で構成したレイシオ・デシデンダイは、本事例において適用された実質的ルールを明らかにするにとどまらず、本事例の先例としての意味・内容を示す側面も有すると解される。なお、本稿第一型考察二、注(4) (本稿八八頁) 参照。

(3) 第三型 同一機能の蓋然性はあるが、必ずしも高くはない場合

① 第三型濫用諸事例

〔事例一〇五〕 東京高裁昭四九(ネ)一五七二号、昭和五〇年八月二七日判決(判例時報七九八号三四頁)

(一審東京地裁昭四五(ワ)一〇三〇四号、昭和四九年六月一〇日判決(判例時報七五三号八三頁))

【事実】 一、関連会社関係

1、(出資、機関活動関係)

イ、Y(被告・控訴人)(1個人)は、昭和三四年頃からいわゆるマンシヨンの建設分譲事業を計画し、昭和三七年頃からは、次々に休眠会社を譲り受けたり、いわゆる見せ金による資本金によって十社余りの関連会社をつつた(11訴外株式会社甲会社を含む「Nグループ」と呼称される会社群。建設会社中心だが、中にはホテル等も含まれる)。これらの会社は、一般顧客から分譲契約金、アパート経営出資金或いは賃貸保証金等の名目で巨額の金を集め、折からのマンシヨンプームに乗り急激に膨張してきた。

ロ、各社は、一応独立の企業形態を示しているが、いずれも見せ金又はそれに類した方法で設立や増資をさ

れ、しかも、各社の代表取締役その他の経営陣は、ほとんどYの部下か又は名目上の者を配置し、人事、資金、経営面で相互に深い関係にあった。

(甲会社についていえば、数回にわたって増資をし、資本金も二億五〇〇万円となったが、現実の払込があったか否かさだかでなく、また、株主名簿上に記載の株主は、いずれも名義だけのものであった。さらに、甲会社の代表取締役、取締役は、Yを除いては、すべてYの部下か名目上のものであった。)

ハ、Yは、Nグループの一つである乙株式会社の代表取締役であるが、昭和四五年六月二五日同社の臨時株主總會を開催して、Nグループ中の甲会社を含む七社を合併する旨の決議をした(但し、右合併案は、和議進行中であつたため中止された)。(↓ ここから、Nグループ各社は、いずれもYの支配下にあり、Yにより容易に合併することもできる状態にあつたと、認定された。)

2、(営業活動)

(①見せ金、②機関不機能とYの意のままの支配)

これらの各会社は、設立以来多数回にわたつて商号変更や本店移転をし、各社は互いに混同しやすい会社名名を使用していた。(甲会社を例にとれば、同社は、設立当時は株式会社N住宅センターであったのを昭和四三年二月一日にNコーポと変更したものであるが、これとは別人格の丙会社は、昭和三八年八月二〇日から同三九年一月二二日まではNコーポと、同年六月一日から同月二七日までと、八月二四日から九月四日まではNコーポ株式会社と称していた。)

(③不区分営業活動)

3、(財産管理)

イ、Nグループ各社間で、人事、資金、経営面で相互に深い関係にあった。

ロ、Nグループ各社中の破産した三社(甲会社を含む)についていえば、上記2、の事情やNグループの経理が乱雑であるなどの事情のため、破産三社の経理面を調査した公認会計士団の調査によっても、グループ相互間の資金の流用状況を的確に把握することが困難であった。

ハ、甲会社についていえば、数回にわたって増資をし、資本金も二億五〇〇万円となったが、現実の払込があったか否かさだかでなく、甲会社は、数回に渡り関連会社の一つの丁株式会社(資本金のほとんど)である二億四四〇〇万円を出資したことになるので、甲会社の資産内容は皆無に等しい。

(Ⅱ) Nグループ各社間での不区分財産管理、その一要素としての背

後者及びグループ他社のための甲会社資産の一方的移転・収奪

二、X(原告・被控訴人)は、昭和四四年一月、マンションの販売等を目的とする訴外(株式会社)甲会社との間でマンションを買い受ける契約をし、代金の内金二二万六〇〇〇円を支払った。甲会社は、当該マンションの建築をすることなく倒産した。Xは、同マンション売買契約を解除する旨の意思表示をした。

Xは、Yに対し、商法二六六条ノ三に基づき甲会社に支払った代金の回収不能による損害の賠償として二二万六〇〇〇円及び其に対する年六分の割合による金員の支払いを訴求し、予備的に法人格否認の法理に基づき(Yは甲会社が負っていた契約上の義務と同一の義務を負うべきであるとして)同一金額の支払いを訴求した。一審X勝訴。Y控訴。

Yは、控訴審において、Nグループの各社は実体があり、また財産隠匿はない。甲会社の破産手続きにおいては、同会社の法人格を認めて手続きが進行しているが、本件において同会社の法人格を否認すれば、両手続きは両立を許さない二者択一の矛盾の関係になり、また、Xが破産手続きにおいて甲会社に対する債権をもって請求する以上Y個人に対する請求は二重請求となる、等と主張した。

【判旨】 控訴棄却

1 「右の各認定事実によれば、すすんで、(一) Yは、甲会社を含むいわゆるNグループと称される多数の会社の設立ないし運営に関し、自らは各社の代表者として表面に立つことはなかったが、これらには自己の部下か名目上の者を配置し、自らが各社の実質上の経営者となっていた。(二) Nグループに属する各社の資本金はいわゆる見せ金であつて、数回にわたる増資も現実の払込がされておらず、したがつて、株主も名目だけのものであつた。

(三) Nグループに属する各社相互間で資金が流用され、各社に経営基盤上の独立性が見られない。(四) Nグループに属する各社相互間で同一もしくは全く類似の商号を前後して使用されるなど、その同一会社としての識別を困難にする程、商号変更を全く安易に行つて、その活動主体もしくは責任主体としての所在をあいまいにしていた。

(五) 資金的基盤がない状況下において大衆の資金を徴して行きづまりの危険性のきわめて高い事業を行つた等の諸点を認めることができる。」

2 「そして、これらの諸点をあわせ考えると、要するに、Yは外形的には独立の法主体であるNグループの各社を自己の意のままに自由に操作し、もつて甲会社を含むNグループの各社の名称において行きづまりの危険性の高い自己の事業活動をしながら、会社形態を利用して、それらの各社に各独立して法律上の責任を負担させることとする外形により、グループ内の他社やY個人の責任を免れようとはかつたものであることが推認され、したがつて、Yは、会社形態を不当に利用したものと判断するのが相当である。」

3 「控訴人Yは、Yが会社形態を不当に利用したものとというるためには、甲会社をはじめNグループの各社がいずれも事業体として実体のない架空のものでなければならぬが、これらの各社は、人的、物的に事業体としての実体を持ち、営業活動をしてきたと主張する。しかしながらYが甲会社をはじめNグループ各社の支配的地位にあり、自己の事業遂行について法律上の責任を免れる目的をもつてこれらの各社を自己の意のままに道具として

用いてきたことおよびこれら各社の実態は前叙のとおりであるから、Yの右主張は理由がないといわなければならぬ。また、法人格否認の法理が適用されても、会社設立無効等の場合の如く実体法上法人格を否定されるのではなく、法人格が存在しながらも、特定の法律関係についてのみ法人格の機能を停止して、会社とその背後にある実体とを法律上同一視するという効果を生ずるにすぎないのであるから、甲会社の法人格を認めてこれに対する破産手続が進行することと、本件訴訟において法人格否認の法理を適用することは矛盾するものではない。さらにまた法人格否認の法理が適用される場合には、取引の相手方は会社およびその背後の実体のいずれに対しても、あるいはその両者に対して同一訴訟もしくは別訴において請求をなしうると解するのが相当であるから、Xが破産者甲会社に対する破産手続きにおいて破産債権の届出をなしているからといって、本件訴訟において同一債権に基づいてYに対して請求をなしえないということではない。したがって、Yの主張はいずれも理由がない。」

4 「そうすると、……Xは、甲会社との間において建物の売買契約をしたが、同社『の責に帰すべき履行不能により右契約を解除したので、同社に対して既払の売買代金の返還およびこれに対する支払いの時よりの利息の支払い』を求めることができるが、いわゆる法人格否認の法理により、Yが甲会社という会社形態を濫用したものと、Xに対して甲会社と同一の責任を負うべきである。」

5 「よって原判決は相当であつて、本件控訴は理由がないから、これを棄却する……。」⁽¹⁾

(1) なお、

a. Yが甲会社の取締役であつた期間は昭和四五年五月二一日から同年七月二五日までの約二か月間にすぎず、しかもYが取締役に就任した当時、すでに甲会社の経営状態が極度に悪化していたこと、及びYの右二か月の期間における甲会社の取締役としての職務執行行為と甲会社の破産との因果関係があるとは認めるに足りないことから、商法二六六条の三に基づく請求は採用されなかつた。また、

b、判旨1、2、及び判旨4の二重鍵括弧部分を除いた部分は、控訴審が原審の理由をそのまま自己の理由としても引用した部分である。判旨3は、控訴審において追加された理由である。また、判旨4中の二重鍵括弧で囲まれた部分、「即ち」の責に帰すべき……支払いのときよりの利息の支払い」の部分は、原審中「破産のため甲会社に対する支払い金額と同額の損害を受けたものであるから、甲会社に対して右損害の賠償」とあったのを、控訴審において削除し、その代わりに追加されたものである。

【事例一〇六】 東京地裁平六(ワ)第三三〇八四号、平成八年四月一八日判決(判例タイムズ九一九号二三

四頁)

【事実】

一、1 (会社設立の経緯)

Hは、平成二年七月、宝石、貴金属等の販売を営むため、(訴外)株式会社甲会社(商号・株式会社t、代表取締役・H、本店・大阪市中央南船場)を設立し、その経営にあたった。Hは、平成三年七月に知人等と設立した株式会社乙会社の営む金流れの宝石類のディスプレイ販売業・訪問販売業に専念するようになり、同年一月以降、甲会社は原告Xら業者からの宝石、貴金属等の仕入れを担当するようになった。

他方、Hは、昭和六〇年一二月、(被告)株式会社Y会社を設立したが、Y会社は、昭和六二年五月から休眠状態となっていた。Hは、平成四年三月、休眠状態にあったY会社を商号変更の上(新商号・株式会社M)、甲会社に代わって、Xら業者からの商品仕入れを担当するようになった。

2 (営業活動)

イ、Hは、平成四年一月、甲会社の商号を変更(新商号・A)の上、実質的な本店を大阪市中央区所在のTビ

ル三階三〇一号室に移転した。又、平成五年五月、Y会社を更に商号変更(新商号・株式会社E)の上、本店を同ビル同室に移転し、これによって、Y会社と甲会社の各事務所は同一場所に所在することになった。

上記Tビルの三階三〇一号室においては、Y・甲両社の使用範囲等が区分されているわけではなかった。なお、Y会社と甲会社の電話番号には共通のものがあつたし、また、甲会社の仕入れ業務に携わっていたNは甲会社の従業員として給与の支給を受ける一方、平成六年四月からはY会社の取締役に就いて両社双方の業務を担当していた。

ロ、両社とも、Hが全権を握つてその経営に当たつており、その当時、両社の役員に就いていたのは、Hおよびその愛人女性のほか、Hの妻や兄弟姉妹ら親族であつた。

(Ⅱ①両会社の実質的同一性。②不区分営業活動。③背後者の意のままの支配)

3 (財産管理)

平成五年五月からは、右事務所において、継続的に甲会社がXから宝石、貴金属の仕入れを行い、Y会社が甲会社から同商品の卸売を受けて販売を行うようになった。

また、Hが両社に分けて右のように仕入れと販売業務を行うようにした目的は、専ら、接待交際費を二社分使用したいという税金対策にあつた。

(なお、以上の事実から、判旨は責任免脱の企図をも認定する(判旨参照)。)

(Ⅱ④資産の一方的移転・収奪)

二、原告Xは、①甲会社法人格の形骸化、及び②Hの財産隠匿及び接待交際費を二倍使用する目的の甲会社法人格利用は法人格の濫用に該当することを理由として、甲会社の法人格は否認されるべきであると主張し、甲会社のXに対する宝石、貴金属等の買掛金債務について、被告Y会社に対し支払いを請求した。

【判旨】 認容（確定）

「前記認定事実に基づくと、Y会社（商号・M）は、平成四年三月以降甲会社（商号・t）に代わって、Xから仕入れを行っており、その後、再び甲会社（新商号・A）が右仕入れ会社となったこと、平成五年五月以降、Y会社（新商号・E）と甲会社の両社は、前記Tビル三〇一号室の同一場所に事務所を置き、Hは、Y会社によって、甲会社の仕入れた宝石、貴金属の販売を行い、その後、平成六年五月に警察による摘発を受けるまでの間、甲会社名義による仕入量を増大させるとともに、Y会社名義による販売量を増大させていったこと、右両社とも、Hが実権を握るいわゆる同族会社であり、Hは、ワンマン経営者として、税金面では二社分の接待交際費を使用してきたことに加え、両社とも、役員の出発がHの親族らで占められていたことや前記のような業務内容の共通性とXからの仕入れについての担当の入替わり、頻繁な商号変更と本店の移転、Hの過去の事業暦等からすれば、甲会社とY会社の両社は、平成五年五月以降、Hが宝石、貴金属等の販売業経営のために支配する、実質的に同一の法人であるというべきであり、しかも、Hは、右事業の経費面での節税のほか、格別の資産を有しない甲会社の名義による仕入れを通過させることにより、買掛金債務についての対外的責任を同社のみを負わせることを企図していたものというべきである。」

したがって、甲会社とY会社の両社は、平成五年五月以降、単に関連会社というにとどまらず、Hが支配する実質的に同一の法人であり、かつ、Hによって前記のような不当な目的から便宜的に法人格を使いわけするために利用されていたものということができるから、Y会社が本訴において甲会社とは法人格が異なる旨を主張して取引先に対する甲会社の債務を免れんとすることは信義則上許されないとすべきであり、法人格の濫用に基づく法人格否認に関するXの主張はこの点において理由がある。」

「以上によると、Xの本訴請求は理由があるからこれを認容すべきである。」

(なお、甲会社法人格の形骸化については、判断されなかった。)

② 第二型考察

一 機能の同異

ここでは、本型諸事例において適用された濫用法理と、前記二型の形骸法理との、現実の機能の同異について考察する。

1 事実関係の類似性

(1) 本型諸事例の事実関係には、形骸性肯定重要事実⁽¹⁾(＝前記二型の形骸事例において、形骸性肯定のための重要事実とされた事実関係)のいくつかが含まれている。

(a) 先ず、「事例一〇五」においては、

イ、Nグループに属する甲会社以下の会社群は、すべて休眠会社を譲り受け又はいわゆる見せ金により設立されたもので、Y以外の株主は名目上のものに過ぎない。また、各会社の代表取締役、取締役等の役員は全てYの部下か名目上のものである。さらに、Yは、Nグループ各社を容易に合併することができる力を有していた(事実一、1参照)。したがって、各社において、總會、取締役会等の機関は機能せず、Yの意のままの支配がなされていたものと推測される。従って、本事例では、甲会社を含むNグループ各社において、①機関不機能とYの意のままの支配、が存すると言つてよからう。⁽²⁾

ロ、次に、本事例では、営業所、従業員等の物的、人的施設の共通は特に認定されてはいない。しかし、各社は多数回にわたり商号変更や本店移転を行い、互いに混同し易い会社名を用いていたのであり、また営業目的も類似していた(＝マンション等の建築分譲、不動産業等)と推測される(事実一、2、1、イ、参照)。したがって、

各社間で、営業活動・行為の渾然融合が存するといえ、②不区分営業活動があるといつてよからう。⁽³⁾

ハ、更に、本事例では、各社間で資金（及び人事、経営）面で深い関係にあり、各社相互間で（公認会計士団の調査でも的確に把握できないような）資金の流用関係があり、各社に経営基盤上の独立性が見られないというのであるから（事実一、3、イ、ロ、及び判旨一（三）（五）参照）、グループ各社間で、それぞれの資産が一括・不区分的に充当され、収支も一括・不区分的に計算把握されていると推測しえなくはない。従つて、グループ各社間で、③不区分財産管理が存すると推測する余地が存する。⁽⁴⁾しかし、法人格濫用があるとして法人格否認のなされた甲会社に關しては、Yおよびグループ他社のための甲会社の資産の一方的移転・収奪⁽⁵⁾しか存せず、不区分財産管理は存しないと推測される（事実一、3、ハ参照）。

(b) また、「事例一〇六」においては、

イ、甲会社及びY会社はともにHが全権を握つてその経営に当たつており、両社の役員はH及びその愛人女性のほか、Hの妻や兄弟姉妹が親族であつた（事実一、2、ロ）、というのであるから、両社において機関不機能と背後者Hの意のままの支配⁽⁶⁾があつた、と推測される。

ロ、また、甲会社及びY会社は役員・事務所・電話番号・従業員を共通にして営業活動をしているのであるから（事実一、2）、不区分営業活動が存するといえる。⁽⁷⁾

ハ、更に、Y会社は、甲会社から商品（宝石・貴金属）の卸売を受けてこれを販売していたが（事実一、3）、この卸値が無償か著しく低い卸値であつたとの明確な認定はない。しかし、判旨は、「Hは、……格別の資産を有しない甲会社の名義による仕入れを通過させることにより、買掛金債務についての対外的責任を同社のみになつておることを企図していたものというべきである」としている。したがつて、本事例では、默示的に、Hが「商品の仕入れを甲会社のみに担当させ、卸売という外形をとりながら、甲会社の仕入れた商品を対価を支払わずにそのままY

会社のものとしてY会社を通して販売し、買掛金債務は甲会社のみにならなければならない。甲会社には利益を生ぜしめず、Y会社にのみ利益を生ぜしめ蓄積する、という財産管理（「不当財産管理」）をしていた、と事実認定されているものと考えられる。⁽⁸⁾

即ち、本事例においては、「Y会社のための、甲会社の資産の一方的移転・収奪」が認定されていると解される。しかし、本事例では、不区分財産管理（「会社と背後者との間又は関連会社間において、双方の資産の双方の生活のための交錯的使用・担保化等の一括不区分充当がなされ、且つ収支も一括不区分的に計算把握がなされていること」⁽¹⁰⁾）は存しないと思われる。

(2) かくして、本型諸事例においては、形骸性肯定重要事実のうちの、①機関不機能と背後者の意のままの支配、及び②不区分営業活動が見られる。しかし、形骸性肯定重要事実のうちの、不区分財産管理はみられず、むしろ財産の一方的移転・収奪がみられる。

(3) ところで、不区分財産管理を形骸概念の必要条件と解すべきか否かは、比較の終了するまで最終的結論は留保せざるをえないが、必要条件であるとすれば、「事例一〇五」においては、甲会社に関しては、事実関係は前記二型の形骸事例の事実関係と類似性はないということになり、また、「事例一〇六」の事実関係は前記二型の形骸事例と類似性はないということになる（第五規準参照）⁽¹¹⁾

(4) しかし、不区分財産管理は形骸概念の必要条件でないとするれば、本型諸事例において、形骸性肯定重要事実のうちの、①機関不機能と背後者の意のままの支配、及び②不区分営業活動がみられるのであるから、本型諸事例の事実関係（「事例一〇五」においては、甲会社についても）と前記二型の形骸事例の事実関係との類似性を推測する余地もある。⁽¹²⁾

2、効果の類似性

そこで、本型諸事例の事実関係と前記二型の形態事例の事実関係との間に類似性があると推測する場合は、本型諸事例において濫用法理の実現した効果と前記二型の形態事例において形態法理の実現した効果との類似性が、問題となる(前記第二、第三規準参照)¹³⁾。

(1) 先ず、前記二型の形態法理の、形態事例において実現した効果は、「(法人格異別性の否認を通しての) 形態会社と背後者(親会社を含む) 又は関連形態会社との間における、①金銭債務の伸張、または、②金銭執行の際の第三者異議の訴えにおける第三者性の否定」であるが、これは、その本質を「形態会社及び背後者(または関連形態会社) 双方の資産の、双方の全金銭債権者各々のための共同責任財産化」或いは「関連形態諸会社及び背後者(親会社を含む) 各法主体の資産の、同法主体全員の全金銭債権者各々のための、共同責任財産化」と捉え得ることは、既述の通りである。¹⁴⁾

(2) 次に、濫用法理が本型諸事例において実現した効果が問題となる。

先ず「事例一〇五」において濫用法理の実現した具体的効果は、「甲会社の売買代金返還債務の、Yへの伸張」であるが、これは、本質的には、「Yの資産の、甲会社の売買代金返還債務の為の、責任財産化」¹⁵⁾「Yの資産の、Yの債務及び甲会社の売買代金返還債務双方の為の、共同責任財産化」と捉えることができる。ところで、本事例における事実関係と、前記二型の形態事例における事実関係に類似性があると推測する場合は、甲会社は形態会社、Yは背後者と捉えることができることになる。そうすると、この効果は「背後者の資産の、形態会社の売買代金返還債務の為の、責任財産化」¹⁶⁾「背後者の資産の、背後者の債務及び形態会社の売買代金返還債務双方の為の、共同責任財産化」と捉えることができる。これは、前記二型の形態法理の実現効果の本質である「形態会社および背後者(または関連形態会社) 双方の資産の、双方の全金銭債権者各々のための、共同責任財産化」又は「関連形態諸会社及び背後者(親会社を含む) 各法主体の資産の、同法主体全員の全金銭債権者各々のための、共同責

任財産化」の一環を実現するものである、と解することができる（したがって又、前記二型の形骸法理の担当問題の一部を解決することができるもの、と推測することができる）。したがって、本事例において濫用法理の実現した効果は、本質的にみて、前記二型の形骸法理の実現した効果と類似している一面を有すると言えよう。

次に、「事例一〇六」において濫用法理の実現した具体的効果は、「（法人格異別性主張制限を通しての）甲会社の買掛金債務の、Y会社への伸張」であるが、これは、その本質を「Y会社の資産の、甲会社の買掛金債務の為の、責任財産化」＝「Y会社の資産の、Y会社債務及び甲会社の買掛金債務双方の為の、共同責任財産化」と捉えることができる。ところで、本事例の事実関係は前記二型の形骸事例の事実関係と類似していると推測する場合は、Y会社及び甲会社双方を形骸会社と解することも許されることになる。そうすると、上記効果は、「形骸会社の一方の資産の、関連形骸会社の買掛金債務の為の、責任財産化」＝「形骸会社の一方の資産の、当該形骸会社の債務及び関連形骸会社の買掛金債務双方の為の、共同責任財産化」と捉えることができる。これは、前記二型の形骸法理の実現効果の本質である「形骸会社および背後者（または関連形骸会社）双方の資産の、双方の全金銭債権者各々のための共同責任財産化」又は「関連形骸諸会社及び背後者（親会社を含む）各法主体の資産の、同法主体全員の全金銭債権者各々のための、共同責任財産化」の一環を実現するもの、と解することができる（したがって又、前記二型の形骸法理の担当問題の一部を解決することができるもの、と推測することができる）。したがって、本事例において濫用法理の実現した効果も、本質的にみて、前記二型の形骸法理の実現した効果と類似している一面を有すると言えよう。

3、具体的機能の同異

上記のとおり、本型諸事例の事実関係は、前記二型の形骸事例の事実関係と類似性があると推測する余地もあるが、類似性はないと推測する余地もある（上記1、参照）。

(1) 先ず、本型諸事例における事実関係と前記二型の形骸事例における事実関係に、類似性があると推測する場合、2で上記の通り、本型諸事例において濫用法理の実現した効果と前記二型の形骸事例において形骸法理の実現した効果との間にも、類似性があると捉える余地がある。したがって前記第二規¹⁵準を用いて、本型諸事例における濫用法理は、前記二型の形骸法理と現実の機能を同じくしていると推測する余地がある。

換言すれば、本型諸事例の事実関係は前記二型の形骸事例の事実関係と類似しているから、本型諸事例の事実関係に前記二型の形骸法理の担当問題が存することになるが、この担当問題は、本型諸事例においては形骸法理によつてではなくて、濫用法理によつて代替的に解決されていると推測する余地がある。¹⁷

(2) しかし、本型諸事例の事実関係と前記二型の形骸事例の事実関係との間に類似性がないと推測する場合は、前記第一規¹⁸準に基づき、本型諸事例における濫用法理と前記二型の形骸法理との間で、機能の類似性はないと推測されることになる。

(1) 前掲拙稿「形骸に基づく法人格否認の法理における形骸概念の再構成(二)」成城法学第二十六号一一一一—一三頁、「同(三)」成城法学三十号四九頁注(6)(7)、参照。本稿Ⅱ、1(本稿七三—七四頁)参照。

(2) 前掲拙稿「形骸に基づく法人格否認の法理における形骸概念の再構成(二)」成城法学第二十六号三八—四〇頁、一一一一—一二三頁参照。

(3) 同。

(4) 同。

(5) 前掲拙稿「形骸に基づく法人格否認の法理における形骸概念の再構成(二)」成城法学第二十六号三九頁注(1)(2)(3)参照。

(6) 前掲拙稿「形骸に基づく法人格否認の法理における形骸概念の再構成(二)」成城法学第二十六号三八—四〇頁、一一一一—一二三頁参照。

(7) 同。

(8) そして、本事例判旨が「Hは、……格別の資産を有しない甲会社の名義による仕入れを通過させることにより、買掛金債務についての対外的責任を同社のみを負わせることを企図していたものというべきである」と述べ、それを不当目的と捉えている趣旨は、それを敷衍して、「Hが、本文中上記の不当財産管理をしながら、その結果僅少となる甲会社資産にのみ甲会社の買掛金債務の責任を負わせ、同債務に関しY会社資産による責任を回避しようとする企図」に不当目的性を認めていると解することができる。

(9) 前掲拙稿「形骸に基づく法人格否認の法理における形骸概念の再構成(二)」成城法学第二十六号三九頁注(1)(2)(3)。

(10) 前掲拙稿「形骸に基づく法人格否認の法理における形骸概念の再構成(二)」成城法学第二十六号三八頁5、三九頁注(1)(2)(3)。

(11) 前掲拙稿「形骸に基づく法人格否認の法理における形骸概念の再構成(三)」成城法学第三十号四九頁注(6)(7)参照。

(12) 同。

(13) 前掲拙稿「形骸に基づく法人格否認の法理における形骸概念の再構成(三)」成城法学第三十号四五頁。

(14) 前掲拙稿「形骸に基づく法人格否認の法理における形骸概念の再構成(二)」成城法学第二十六号一一三頁、2、以下、及び前掲拙稿「形骸に基づく法人格否認の法理における形骸概念の再構成(三)」成城法学第三十号五〇頁注(9)参照。本稿第一型考察一、2、(1)、及び注(9)(本稿八三頁及び八六頁)参照。

(15) 前掲拙稿「形骸に基づく法人格否認の法理における形骸概念の再構成(三)」成城法学第三十号四五頁。

(16) 前掲拙稿「形骸に基づく法人格否認の法理における形骸概念の再構成(三)」成城法学第三十号四九頁注(6)(7)参照。

(17) 前記二型の形骸法理はいかなる担当問題の解決を目的とするかは比較の完了した後には明らかになる問題であるが、筆者は、既に、仮説的にそれを、「形骸事例において喪失した責任財産の合理性を、会社及び背後者(または関連会社)双方の全金銭債権者との関係においていかにして回復するか」という問題の解決を目的とするものである、と捉えた(「私法」第四九号一九六一—一九七頁)。この仮説を正しいと仮定すれば、本型事例において濫用法理の実現した効果は、「形骸事例において喪失した責任財産の合理性を、会社及び背後者(又は関連会社)双方の全金銭債権者との関係におい

て回復する手段」としての前記二型の形骸法理の効果の一翼を、代替しているものと解することができる。

(18) 前掲拙稿「形骸に基づく法人格否認の法理における形骸概念の再構成(三)」成城法学第二十号四五頁。

二 適用濫用法理およびレイシオ・デセンデンダイ

I 「事例一〇五」

1 前記のとおり、「事例一〇五」の判旨は、以下のように論じている。「そして、これらの諸点をあわせ考えると、要するに、Yは外形的には独立の法主体であるNグループの各社を自己の意のままに自由に操作し、もって甲会社を含むNグループの各社の名称において行きつまりの危険性の高い自己の事業活動をしなから、会社形態を利用して、それらの各社に各独立して法律上の責任を負担させることとする外形により、グループ内の他社やY個人の責任を免れようとはかったものであることが推認され、したがって、Yは、会社形態を不当に利用したものと判断するのが相当である。(判旨2)」「そうすると、……Xは、甲会社との間において建物の売買契約をしたが、同社『の責に帰すべき履行不能により右契約を解除したので、同社に対して既払の売買代金の返還およびこれに対する支払いの時よりの利息の支払い』を求めることができるが、いわゆる法人格否認の法理により、Yが甲会社という会社形態を濫用したものととして、Xに対し甲会社と同一の責任を負うべきである。(判旨4)」(傍線筆者)

これは一応、「①支配の要件と②目的の要件を構成要素とする、会社法人格の主観的濫用」を法律要件とする濫用法理⁽¹⁾を適用しているものと解される。

しかし、濫用法理の適用された事例(以下、濫用事例という)において「債務・責任免脱の意図」を不当の目的と捉えるとき、一般的には、「その法人格が濫用されたとされる会社(A会社)の法人格異別性利用により、当該会社(A会社)自身の債務・責任以外の債務・責任(例えば、背後者Bの個人的行為により生じた背後者自身の債

務・責任、またはA会社の旧会社（C会社）の債務・責任等）の免脱をはかる意図」を問題とするものであって、「当該会社（A会社）の営業から生じる当該会社自身の債務につき、当該会社（A会社）法人格異別性による背後者B又は他会社（C会社）の有限責任（ないし無責任）を享受しようとの意図」を不当の目的と捉えるものではない⁽²⁾。しかるに本事例は、この後者の意図、即ち、「営業につき（会社法人格異別性による）有限責任を享受する為に会社形態を用いて営業を行おうとする意図」を、不当目的と捉えているものと一応解される。しかしながら、株式会社及び有限会社の法人格は、このような有限責任享受意図の実現のための法技術と考えられる。したがって、このような意図そのものを不当な意図と捉えることはできない（これに対して、当該会社の営業活動と無関係に生じた背後者又は他会社の債務・責任の免脱のために当該会社法人格異別性を利用しようとする意図は、不当の意図目的といえる）。

したがって、本事例においては、単なる有限責任享受意図ではなくて、「会社法人格異別性による）有限責任享受のための前提条件を欠如しながら、有限責任を享受しようとの意図」が不当目的と捉えられているものと解される。

2、それでは、この有限責任享受のための前提条件の欠如とは、本事例においてどのようなものと捉えられていると解すべきか。

(1) 本事例判旨の一つの捉え方として、「支配あるところ責任あり」との考えから、Yが甲会社（その他のグループ各社）を意のままに支配する場合には、有限責任を享受するための前提条件が欠けることになるとの趣旨、したがって、「意のままの支配を伴う会社形態（＝会社法人格）の利用により、有限責任を享受しようとの意図」を不当目的と捉える趣旨、と解する余地がある（判旨2参照）。しかし、判旨をこのように解すべきではあるまい。なぜならば、意のままの支配があっても、①会社規模に見合う充分な出資と、②同出資財産の会社の為の排他的充当

(分別充當) による会社責任財産の維持増殖があれば、有限責任享受のための会社形態利用は許されるべきであるからである。これを詳述すれば、以下のとおりである。

(a) 先ず、判旨は、以下のような趣旨と解する余地がある。即ち、「支配あるところ責任あり」との考えから、Yが甲会社を意のままに支配しながら、甲会社の法人格異別性を利用して、自己の資産を分割し、Y自身及び甲会社それぞれに属する (Y自身の債務及び甲会社の債務それぞれの為の) 複数の排他的責任財産を作出し、その一面たる甲会社債務に関するYの有限責任 (≡甲会社はY個人と別個の法主体であるから、甲会社の債務はYの債務ではなく、同債務につきYの資産は責任を負わないこと) を享受することは許されず、したがって、そのような有限責任享受の意図は「目的の要件」における不当目的となり、このような不当目的のための甲会社法人格の利用は法人格の濫用となる。故に、Yが甲会社を意のままに支配する場合は、Y個人及び甲会社双方の資産が全体として甲会社債務の責任財産となるべきことになり、甲会社の法人格異別性否認により甲会社の売買代金返還債務はYに伸張する、との考えを採っているものと考える余地がある。⁽³⁾

(b) しかし、このような考え方では、企業活動の活発化を妨げ、企業活動の活発化を目指す株式会社及び有限会社法人格異別性のメリットを十分に活かすことはできない。

そもそも、株式会社及び有限会社に関する法人格異別性という法技術を作出した法目的の一つは、出資者 (ないし企業主体) の資産を二つに分け、出資者の個人生活上の債権者のための排他的責任財産および会社による営業生活上の債権者の為の排他的責任財産を作出することにある。この複数の排他的責任財産の作出により、一方、出資者にとり、その個人生活を企業リスクから守る営業生活における有限責任が形成されるとともに、他方、それぞれの生活における債権者にとり、充分な担保、即ち「他の財産と区別されて管理され、合理的に維持増殖が図られ、且つ」他の生活における債権者の執行による減少から防衛される、それぞれの生活関係における債権者のみのため

の排他的責任財産」が形成される。その結果、出資者の個人生活の企業リスクからの防衛と債権者保護とが両立し、かくして、企業活動の活発化と豊かな経済社会が実現するものと考えられる(拙稿「形骸に基づく法人格否認の法理、に関する日仏間の比較的研究」・日本私法学会「私法」第四九号一九六頁参照)。

ところで、株式会社及び有限会社法人格異別性によって、それぞれの生活における債権者にとり十分な担保となる有効な排他的責任財産が作出されるには、同財産の排他的充当・分別管理その他の、いくつかの前提条件が満たされることが必要である。したがって、これらの前提条件を満たさないうまま、法人格異別性という法技術により複数の排他的責任財産を作出することは、法技術作出の法目的に反する法技術の利用として、同法技術の濫用となり、同法技術の否認が適切な場合にはその否認も許されることになる。

しかし、Yが甲会社(その他のグループ各社)の法人格異別性を利用して、自己の資産を分割しY自身の債務及び甲会社(その他のグループ各社)の債務それぞれの為の複数の排他的責任財産を作出し、その一面たる甲会社債権に関するY(および他会社)の有限責任(ないし無責任)を享受することは、「①Y個人及び甲会社(その他のグループ各社)それぞれの生活のための十分な資産の拠出と、②それぞれの拠出資産の、それぞれの生活のための排他的充当・分別管理による維持増殖」という二前提条件が満たされる場合には、原則として認められるべきであり、Yによる甲会社(その他のグループ各社)の意のままの支配があるからといってそれを否定することには合理性がない。なぜならば、たとえYの意のままの支配があっても、この二前提条件が満たされておれば、Y個人及び甲会社(その他のグループ各社)それぞれの債権者のための十分な担保となる排他的責任財産が形成されるから、それぞれの債権者の保護のために、法人格異別性による複数の排他的責任財産作出及び有限責任(ないし無責任)の享受を否定する必要はないからである。

(但し、会社の意のままの支配から排他的責任財産作出の前提条件たる排他的充当・分別管理の欠如を推測また

は推定し、同欠如を根拠として法人格否認を行うことは、別問題である。前掲拙稿「私法」第四九号一九七頁(2)虚構会社参照。

(c) 以上より、「事例一〇五」の判旨を、「意のままの支配を伴う会社形態(Ⅱ会社法人格)の利用により有限責任を享受しようとの意図」を「不当の目的」と捉える趣旨、と解すべきではないことになる。それでは、「事例一〇五」の判旨をどのように解すべきか。

(2) 「事例一〇五」では、前記事実一、3、に着目するとき、Nグループに属する会社全体としては不区分財産管理が存するようにも見える。しかし、甲会社に限っては、Y個人(及びグループ内の他社)のための甲会社資産の一方的移転・収奪、としか捉えられないような事実しか認定されていない⁽⁴⁾。従って、本事例では、不区分財産管理というよりは、むしろその構成要素の一つとしての甲会社資産の一方的移転・収奪(Ⅱ会社財産の排他的充当性の欠如の場合)が重要事実として捉え直されているものとみることが出来る。

そうすると、「事例一〇五」では、①甲会社における過少資本(見せ金)と②Y個人(及びグループ内の他社)のための甲会社資産の一方的移転・収奪が重要事実として捉えられており(事実一、1、イ、ロ、3、ハ、及び判旨1(二)(三)(五)、参照)、このような重要事実の存する状況のもとで、③甲会社を意のままに支配している背後者が(事実一、1、ロ、ハ、及び判旨1(二)、参照)、甲会社法人格の異別性により会社営業に関する有限責任を享受しようとの意図のもとに、物的会社⁽⁵⁾である甲会社(Ⅱ会社法人格)を利用し営業することは、甲会社の会社形態(Ⅱ会社法人格)の濫用となり、甲会社法人格の異別性は否認され、甲会社の金銭債務は背後者に伸張するという趣旨の判決と解することができる。

詳述すれば以下の通りである。Yが、甲会社その他のグループ各社を設立ないし買収し、法人格異別性により、

複数の合理的な排他的責任財産を作出する為の、前提条件の一つに、上記のとおり、①各会社の営業活動に見合う充分な資産の拠出、②各会社の拠出資産を各会社の営業のために排他的充當・分別管理し、可及的にその維持増殖を図ること」があるが、上記のような甲会社資産の不当財産管理（Ⅱ甲会社への過少資本拠出、及び甲会社資産の、Y個人及びグループ他社のための一方的収奪）がなされるときは、この条件①②が欠如することになる。即ち、甲会社の営業に見合う充分な出資がなく（過少資本）、且つ継続的に甲会社の資産の排他的充當・分別管理による維持増殖をないがしろにしている。従って、Yがそのような不当財産管理を行う場合は、Y及び甲会社（その他のグループ各社）の法人格異別性により、甲会社の債権者の為の有効な合理的排他的責任財産を作出することは不可能となる。したがって、Yがそのような不当財産管理を行う場合は、Y及び甲会社（その他のグループ各社）の法人格異別性により、Y及び甲会社（その他のグループ各社）各法主体それぞれに属する（各法主体それぞれの債務の為の）複数の排他的責任財産を作出すること、特にY（及び甲会社以外のグループ各社）の資産をY（及び甲会社以外のグループ各社）の債務のみのための排他的責任財産とすることは合理性を失い、合理性を回復するためには、Y（および甲会社以外のグループ各社）の資産を、Y（および甲会社以外のグループ各社）の債務および甲会社の債務の双方の共同の排他的責任財産としなければならない（この点、Y及び甲その他のグループ各社全体との不区分財産管理の場合は、Y及び甲その他のグループ各社それぞれの資産を、Y及び甲その他のグループ各社全体の総債務のための共同の排他的責任財産とすることにより、合理性が回復するのと異なる。前掲拙稿「私法」第四九号一九六一—一九七頁、及び、拙稿「形骸に基づく法人格否認の法理における形骸概念の再構成（二）」成城法学第二十六号一一九頁C参照）。

従って、Yの「上記甲会社資産の不当財産管理が存する状況において、甲会社債務につき甲会社資産のみを責任財産とし、Yの資産をその責任財産から除外しようとの意図（Ⅱ「有限責任享受意図」）は不当目的と言え、Yがその

ような不当目的を達するための手段として物的会社である甲会社の法人格異別性を利用して営業することは、会社法人格の濫用（＝会社社法人格という法技術の作出付与目的に反する利用）といえる。また、甲会社の法人格異別性の否認により甲会社の売買代金返還債務をYに伸張するのは、Yの資産をYの債務及び甲会社の債務双方の共同の責任財産とすることになり、正当といえる、との判旨と解することが可能である。

即ち、「事例一〇五」では、①会社を意のままに支配する背後者が、②会社社法人格異別性による有限責任享受のための前提条件としての、a 営業規模に見合う充分な資本拠出と、b 会社社資産の会社社営業のみの為の排他的充當（分別充當）による会社社責任財産の維持増殖とを欠如したまま、会社社法人格異別性により有限責任を享受することを意図して（＝不当目的）、物的会社甲会社の会社社形態（＝会社社法人格）を利用して営業することになるので、①「支配の要件」と②「目的の要件」を満たし、法人格の濫用となるとの趣旨と解し得る。このように考えると、「事例一〇五」のレイシオ・デシデンダイは、以下のようなものと構成することができよう。⁽¹⁾

「要件」①物的会社を意のままに支配する⁽⁸⁾背後者が、②過少資本（見せ金）及び背後者による会社社資産の一方的移転・収奪が存する状況において、有限責任を享受しようとの意図のもとに物的会社社形態を用いて営業するとき、↓ ①支配の要件と②目的の要件を満たし、会社社形態（＝会社社法人格）の濫用となり、↓ 「効果」会社社人格の異別性は否認され、会社の金銭債務は背後者に伸張する。」

——「事例一〇五」レイシオ・デシデンダイ①——

（ここで、物的会社とは、会社社法人格異別性による会社社債務および社員⁽⁹⁾の債務それぞれのための排他的責任財産の作出が、特別規定（例えば商法八〇条、八九条、九〇条及び九一条等）によって妨げられていない会社、の意味

に用いる。この意味では、有限会社も物的会社である。

(3) 不当の企図・目的の不要性

しかし、客観的にみて、Yにより前記の不当財産管理がなされている場合は、Yの不当目的（Ⅱ不当有限責任享受意図）を問題とせずとも、Yの法人格濫用は基礎づけられ得る。

何故ならば、Yにより甲会社資産の上記不当財産管理（Ⅱ甲会社への過少資本拠出、及び甲会社資産の、Y個人及びグループ他社のための一方的収奪）がなされるときは、上記したとおり、法人格異別性により複数の合理的な排他的責任財産を作出するための前提条件が欠如し（Ⅱ①甲会社の営業活動に見合う充分な出資、が欠如し、且つ、②甲会社の資産の排他的充当・分別管理による維持増殖、が継続的でないがしろにされ、それによりYおよびグループ他社の資産増殖がなされており）、従って、Y及び甲会社（その他のグループ各社）の法人格異別性により、甲会社の債権者の為の有効な合理的排他的責任財産を作出することは不可能となる。したがって、Yがそのような不当財産管理を行う場合は、Y及び甲会社（その他のグループ各社）の法人格異別性により、Y及び甲会社（その他のグループ各社）各法主体それぞれに属する（各法主体それぞれの債務の為の）複数の排他的責任財産を作出すること、特にY（及び甲会社以外のグループ各社）の資産をY（及び甲会社以外のグループ各社）の債務のための排他的責任財産とすることは合理性を失い、合理性を回復するためには、Y（および甲会社以外のグループ各社）の資産を、Y（および甲会社以外のグループ各社）の債務および甲会社の債務の双方の共同の排他的責任財産としなければならない。

従って、「上記不当財産管理を行いながら物的会社甲会社を用いて営業し、結果として甲会社法人格異別性により有限責任を享受すること（Ⅱ甲会社債務の責任を甲会社資産のみに負わせ、Yの資産を甲会社債務のための責任

財産から除外する結果を生ぜしめること」は、前記のYの不当目的（Ⅱ不当有限責任享受意図）の有無を問わず、Yにとって甲会社法人格の濫用であるといえる。又、甲会社の法人格異別性の否認により甲会社の売買代金返還債務をYに伸張し、Yの資産をYの債務及び甲会社の債務双方のための共同の責任財産とすることは、正当である。判旨をこのようなものと捉える場合は、「事例一〇五」のレイシオ・デシデンダイは、「目的の要件」を除いて、次のように構成することが許されるであろう。即ち、

「要件」①物的会社を意のままに支配する⁽⁹⁾背後者が、②過少資本及び背後者による会社資産の一方的移転・収奪が存する状況において、物的会社形態を用いて営業し、結果として会社法人格異別性による有限責任を享受するときは、（背後者の意図の如何を問わず） ↓ 会社形態（Ⅱ会社法人格）の濫用となり、↓ 「効果」 会社法人格異別性の否認により、会社の金銭債務は背後者に伸張する。⁽¹⁰⁾

——「事例一〇五」レイシオ・デシデンダイ②——

（ここでも、物的会社とは、会社法人格異別性による会社債務および社員の債務それぞれのための排他的責任財産の作出が、特別規定（例えば商法八〇条、八九条、九〇条及び九一条等）によって妨げられていない会社、の意味に用いる。）

Ⅱ 「事例一〇六」

次に「事例一〇六」であるが、本事例についても、上記「事例一〇五」とほぼ同様に考えることができる。即ち、

1、本事例判旨は、次のように論じている。「前記認定事実に基づくと、Y会社(商号M)は、平成四年三月以降甲会社(商号七)に代わって、Xから仕入れを行っており、その後、再び甲会社(新商号・A)が右仕入れ会社となったこと、平成五年五月以降、Y会社(新商号・E)と甲会社の両社は、前記Tビル三〇一号室の同一場所にて事務所を置き、Hは、Y会社によって、甲会社の仕入れた宝石、貴金属の販売を行い、その後、平成六年五月に警察による摘発を受けるまでの間、甲会社名義による仕入量を増大させるとともに、Y会社名義による販売量を増大させていったこと、右両社とも、Hが実権を握るいわゆる同族会社であり、Hは、ワンマン経営者として、税金面では二社分の接待交際費を使用してきたことに加え、両社とも、役員がHの親族らで占められていたことや前記のような業務内容の共通性と原告Xからの仕入れについての担当の入れ替わり、頻繁な商号変更と本店の移転、Hの過去の事業暦等からすれば、甲会社とY会社の両社は、平成五年五月以降、Hが宝石、貴金属等の販売業経営のために支配する、実質的に同一の法人であるというべきであり、しかも、Hは、右事業の経費面での節税のほか、格別の資産を有しない甲会社の名義による仕入れを通過させることにより、買掛金債務についての対外的責任を同社のみを負わせることを企図していたものというべきである。

したがって、甲会社とY会社の両社は、平成五年五月以降、単に関連会社というにとどまらず、Hが支配する実質的に同一の法人であり、かつ、Hによって前記のような不当な目的から便宜的に法人格を使い分けるために利用されていたものといえることができるから、Y会社が本訴において甲会社とは法人格が異なる旨を主張して取引先に対する甲会社の債務を免れんとすることは信義則上許されないとすべきであり、法人格の濫用に基づく法人格否認に関する原告Xの主張はこの点において理由がある。」(傍線筆者)

これは多くの濫用事例と同様に、「①支配の要件と②目的の要件を構成要素とする、会社法人格の主観的濫用」を法律要件とする濫用法理、を適用しているものと解される¹¹⁾。ただ、本事例も上記「事例一〇五」と同様に、「有

限責任享受のための前提条件を欠如しながら、会社法人格異別性により有限責任を享受しようとの意図」を不当目
的と捉えるものと解され、その点に特色がある（上記Ⅰ「事例一〇五」1、参照）。

2、そして、そのように解する場合、Ⅰ「事例一〇五」2で上記したところが、本事例についてもほぼ同様にあ
てはまる。即ち、

(1) 先ず、Ⅰ「事例一〇五」2(1)において上記したと同様の理由により、本事例判旨も、支配あるところ責任あ
りとの考えに基づき「意のままの支配を伴う会社形態（Ⅱ会社法人格）の利用により、有限責任を享受しよう
の、意図」を不当目的と捉える趣旨、と解すべきではない。

(2) また、Ⅰ「事例一〇五」2(2)(3)において上記したところも、本事例についてほぼ同様に論じることができ
る。

ただ、本事例においては、「事例一〇五」と異なり、甲会社の過少資本は、認定されていない。しかし、甲会社
資産のY会社のための一方的移転・収奪が認定されてお¹²⁾り、重要事実とされっていると解される。即ち、本事例にお
いて、過少資本はないけれども、継続的に甲会社の資産の排他的充当・分別管理による維持増殖がないがしろにさ
れている、といえる。したがって、本事例においては、会社法人格異別性による有限責任享受のための前提条件と
しての、①営業規模に見合う充分な資本拠出と、②会社資産の会社営業のみのための排他的充当（分別充当）によ
る会社責任財産の維持増殖、の中の、後者②が欠如しているといえる。したがって、Hがそのような不当財産管理
（Ⅱ甲会社資産のY会社のための一方的移転・収奪により、継続的に甲会社資産の、排他的充当・分別管理による
維持増殖をないがしろにすること）を行う場合、甲会社およびY会社の法人格異別性により、甲会社の債権者のた
めの有効な合理的排他的責任財産を作出することは不可能となる。したがって、Hがそのような不当財産管理を行
う場合は、甲会社及びY会社の法人格異別性により、甲会社及びY会社それぞれに属する（甲会社及びY会社それ

ぞれの債務の爲の) 複数の排他的責任財産を作出すること、特にY会社の資産をY会社の債務のみのための排他的責任財産とすることは合理性を失い、合理性を回復するためには、Y会社の資産をY会社の債務及び甲会社の債務の双方の共同の排他的責任財産としなければならない。

したがって、後は上記I〔事例一〇五〕2(2)(3)で論じたところとほぼ同様に論じることにより、(a)Hの「甲会社資産の上記不当財産管理が存する状況において、甲会社債務につき甲会社資産のみを責任財産とし、Y会社(およびH自身)の資産をその責任財産から除外しようとの意図(有限責任享受意図)」は不当目的と言え、また、(b)実質的に同一の甲会社(物的会社)及びY会社を設立し意のままに支配する背後者Hが、甲会社資産の上記不当財産管理を行いながら甲会社の物的会社形態を利用して営業し、結果的に甲会社法人格異別性により甲会社債務に関するY会社の無責任―実質的にはHの有限責任―を享受することは、(Hの意図如何を問わず)甲会社の会社形態・会社法人格の濫用となる。又、甲会社の法人格異別性否認により、甲会社債務をY会社に伸張し、Y会社資産をY会社債務と甲会社債務双方の共同の排他的責任財産とすることは、正当である。

上記したところより、本事例のレイシオ・デシデンダイは、以下のように構成できよう。⁽¹⁴⁾⁽¹⁵⁾

〔要件〕①実質的に同一のA会社(物的会社)とB会社を設立し、意のままに支配する背後者が、②A会社資産のB会社のための一方的移転・収奪を生ずる財産管理を行いながら、有限責任享受意図のもとにA会社の会社形態(≡法人格異別性)を利用し営業するときは、↓①支配の要件及び②目的の要件を満たし、A会社の会社形態(≡会社法人格)の濫用となり、↓〔効果〕A会社法人格が否認され(≡B会社がA会社との法人格異別性を主張することは、信義則上許されず)、A会社の金銭債務はB会社に伸張する。〕

——〔事例一〇六〕レイシオ・デシデンダイ——

或いは、

「要件」①実質的に同一のA会社(物的会社)とB会社を設立し、意のままに支配する背後者が、②A会社資産のB会社のための一方的移転・収奪を生ずる財産管理を行いながら、A会社の会社形態を用いて営業し、結果として、A会社法人格異別性によりA会社債務につきB会社の無責任―実質的には背後者の有限责任―を享受するときは、(背後者の意図如何を問わず)、↓A会社の会社形態(≡会社法人格)の濫用となり、↓「効果」A会社法人格は否認され(≡B会社がA会社との法人格異別性を主張することは、信義則上許されず)、A会社の金銭債務はB会社に伸張する。」

——「事例一〇六」レイシオ・デメンダイ②——

(二) ここでも、物的会社とは、会社法人格異別性による会社債務及び社員の債務それぞれのための排他的責任財産の作出が、特別規定(例えば商法八〇条、八九条、九〇条及び九一条等)によって妨げられていない会社、の意味に用いる。

- (1) 前掲拙稿「形骸に基づく法人格否認の法理における形骸概念の再構成(八)」成城法学第五十五号一一五―一一九頁(A, 1, a) 参照。
- (2) 前掲拙稿「形骸に基づく法人格否認の法理における形骸概念の再構成(八)」成城法学第五十五号一一七頁(2)事例(a)イ―ニ、一一八頁(b)ローハ、及び一二〇頁イ―ニ、等の諸事例参照。
- (3) さらにいえば、その奥には、つぎのような考えがあるものと解する余地がある。即ち、「支配あるところ責任あり」との考えから、Yが甲会社その他のグループ各社を意のままに支配しながら、各会社の法人格異別性を利用して、自己の資産を分割しY自身の債務、甲会社の債務及び他会社の債務それぞれの為の複数の排他的責任財産を作出し、その一

面たる甲会社債務に関するYおよび他会社の有限責任ないし無責任（Ⅱ甲会社はY個人及び他会社と別個の法主体であるから、甲会社の債務はYの債務でも他会社債務でもなく、同債務につきY及び他会社の資産は責任を負わないこと）を享受しようとの企図に、不当目的性を見出し、このような不当目的による甲会社法人格異別性の利用を法人格の濫用と捉える。故に、Yが甲会社その他のグループ各社を意のままに支配する場合は、法人格否認により、Y個人、甲会社及び他会社のそれぞれの資産が全体として、各社の債務の責任財産となるべきことになるといえる。という考えがあるものと解する余地がある。しかし、このような考えでは、企業活動の活発化を妨げ、企業活動の活発化を目指す物的会社法人格異別性のメリットを活かすことができない点は、本文(b)に記したことがそのままではまる。

(4) 本型考察一、1、(1)、(a)〔事例一〇五〕ハ（本稿一〇五頁）参照。

(5) 意のままの会社支配を重要事実と解する理由

背後者による甲会社の意のままの「支配」は、背後者が①過少資本と②会社資産の一方的収奪を伴う甲会社を「利用」して営業することを、可能ならしめる論理的前提として、重要事実と捉えられていると解することができる（前掲奥山恒朗「いわゆる法人格否認の法理と実際」一六九頁(2)参照。なお、後記注(14)参照。

「支配あるところ責任あり」との考えを基に支配の事実から有限責任享受のための前提条件の欠如を導く立場は採れない旨は、本文で記した通りである（本型考察一、1、2、(1)参照。したがって、「支配あるところ責任あり」との考えを基に、甲会社支配を法人格否認のための重要事実と解することはできない。

(6) ここで、物的会社とは、会社法人格異別性による会社債務及び社員の債務それぞれの為の排他的責任財産の作出が、特別規定（例えば商法八〇条、八九条、九〇条及び九一条等）によつて妨げられていない会社、の意味に用いる。この意味では、有限会社も物的会社である。

(7) 本稿第一型考察一、注(4)参照。

(8) 注(5)参照。

(9) 注(5)参照。

(10) 先に本事例につき構成したレイシオ・デシデンダイを、ここで若干修正する。前掲拙稿「形骸に基づく法人格否認の法理における形骸概念の再構成(八)」成城法学第五十五号二二二頁参照。

(11) 前掲拙稿「形骸に基づく法人格否認の法理における形骸概念の再構成(八)」成城法学第五十五号二二五—二一九頁

(A、1、a) 参照。

(12) 「事例一〇六」事実一、3 (本稿一〇二頁)、及び本型考察一、1、(1)、(b)ハ (本稿一〇五—一〇六頁) 参照。

(13) 本型考察一、1、(1)、(b)イ、ロ、ハ (本稿一〇五—一〇六頁) 参照。

(14) 重要事実としての、二会社の支配、二会社の実質的同一性及び二会社設立による営業

(1) 二会社の支配、及び二会社の実質的同一性

本事例では、甲会社法人格否認のための基礎事実として、「甲Y両会社が、Hが(ワンマン経営者として意のままに)支配する、実質的に同一の法人であること」が挙げられている。

イ、先ず、「二会社の意のままの支配」であるが、「支配あるところ責任あり」との考えを基に支配の事実から有限責任享受のための前提条件の欠如を導く立場は採れない旨は、本文中で記した通りである(本型考察一、I、2、(1)参照)。したがって、「支配あるところ責任あり」との考えを基に、二会社支配を法人格否認のための重要事実と解することはできない。

しかしながら、二会社の意のままの支配がなければ、通常は、上記不当財産管理(一方の会社の資産の、他方の会社のための恒常的収奪)を伴う二会社を利用して営業することは困難であろう。逆に、そのような支配があれば、それは容易となろう。したがって、「二会社の意のままの支配」の事実は、不当財産管理を伴う二会社の利用の存在を担保する論理的前提として、法人格否認のための重要事実の一つとされていると解すべきである(注(五)参照)。

ロ、次に「二会社の実質的同一性」であるが、本事例において、実質的同一性の内容として、二会社の意のままの支配の外に、二会社とも、①支配者中心の同族会社であり、②役員のおほとんどが支配者の親族らで占められ、③業務内容が同一であり、④営業所も同一であること、等が挙げられている。これらの事実を、i支配の事実と同様に、不当財産管理を伴う二会社利用を容易にしその存在を担保するものとして、不当財産管理を伴う二会社の利用認定のための前提事実と考えるべきであり、また、ii二会社の利害関係人の同一性により、法人格否認の結果の妥当性を保障するとも思われる。したがって、この意味で、二会社の実質的同一性も重要事実とされているものと解すべきであろう。

(2) 二会社設立による営業

判旨は「Hは、……格別の資産を有しない甲会社の名義による仕入れを通過させることにより、買掛金債務についての対外的責任を同社のみに負わせることを企図していたものというべきである」として、そこに不当目的性を認め、甲

Y会社法人格異別性を否認し甲会社の買掛金債務をY会社に伸張した。

(a) ここで判旨を、Hの「甲Y二株式会社を設立し、甲会社資産の不当財産管理を行いながら、甲会社法人格異別性を利用して、甲会社債務に関する有限責任（≡甲会社債務の責任財産が甲会社資産に限定され、H自身およびY会社の資産に及ばぬこと）を享受して営業しようとの企図」のみを挫くことにあつたと限定して考える場合は、このように限定されたHの企図を達成するためには、甲会社は物的会社である必要があるが（≡Hは甲会社の設立者として社員と解されるから）、Y会社は必ずしも物的会社でなくてもHの目的は達しえるから、重要事実としては、Y会社（株式会社）は、物的会社ではなくて単に「会社」と捉えればよいことになる。（≡ここで物的会社とは、会社法人格異別性による会社債務及び社員の債務それぞれのための排他的責任財産の作出が、特別規定——例えば商法八〇条、八九条、九〇条及び九一条等——によって妨げられていない会社、の意味に用いる。）

本文に記した本事例レイシオ・デシデンダイ①②は、このような重要事実の捉え方に基づいている。

(b) しかし、上記判旨は、Hが甲Y二株式会社を設立し、会社法人格異別性を利用して、自己の資産を分割しH自身の債務、甲会社債務及びY会社債務それぞれの為の三つの排他的責任財産を作出し、甲会社債務に関する有限責任のみならず、H自身の債務およびY会社債務に関する有限責任（≡法主体H、甲会社およびY会社それぞれの債務の責任財産が、それぞれの資産に限定されること）をも享受して営業しようとする企図したのを挫くための一環として、有限責任受のための前提条件の欠如を理由に、甲Y会社法人格異別性の否認により甲会社買掛金債務をY会社に伸張したものと解する余地も存する。判旨をこのように解する場合は、甲会社の物的会社性のみならずY会社の物的会社性も重要事実と捉えられている、と解すべきことにならう。

このように解する場合は、本事例レイシオ・デシデンダイは、以下のように構成することが可能であろう。

「要件」①実質的に同一の「物的会社A会社とB会社を設立し、意のままに支配する背後者が、②A会社資産のB会社のための一方的移転・収奪を生ずる財産管理を行いながら、有限責任享受意図のもとにA会社の会社形態（≡法人格異別性）を利用して営業するときは、↓①支配の要件及び②目的の要件を満たし、A会社の会社形態（≡会社法人格）の濫用となり、↓「効果」A会社法人格は否認され（≡B会社がA会社との法人格異別性を主張することは、信義則上許されず）、A会社の金銭債務はB会社に伸張する。」

或いは、

— [事例一〇六] レイシオ・デシデンダイ③ —

〔要件〕①実質的に同一の二物的会社A会社とB会社を設立し、意のままに支配する背後者が、②A会社資産のB会社のための一方的移転・収奪を生ずる財産管理を行いながら、A会社の会社形態を用いて営業し、結果として、A会社法人格異別性によりA会社債務につきB会社の無責任―実質的には背後者の有限責任―を享受するときは、(背後者の意図如何を問わず)、↓ A会社の会社形態(II会社法人格)の濫用となり、↓〔効果〕A会社法人格は否認され(II B会社がA会社との法人格異別性を主張することは、信義則上許されず)、A会社の金銭債務はB会社に伸張する。〕

— [事例一〇六] レイシオ・デシデンダイ④ —

本事例レイシオ・デシデンダイをこのように構成するときは、本事例は、A・B会社のいずれかが物的会社でない場合については判断していかないことになり、本事例の先例としての射程距離も、そのような場合には及ばないことになろう。また、そのような場合につき、本レイシオ・デシデンダイは、反対解釈を許すものと解すべきではあるまい。

(なお、このように解する場合も、判旨が甲Y会社の法人格異別性を否認し、甲会社の買掛金債務をY会社に伸張した理由は、HがH自身及び物的会社甲Y二会社の法人格異別性を利用して有限責任を享受するためには、①H、甲会社及びY会社それぞれの生活のための充分な資産の提出と、②それぞれの提出資産の、それぞれの生活のための排他的充當・分別管理による維持増殖、という二前提条件が満たされることが必要であるが、Hの甲会社資産の不当管理は、甲会社資産を継続的にY会社のために収奪することにより、条件②をないがしろにするものである、という点にあると解すべきである(第二型考察二、I 2(2)(3)、及びII 2(2)参照)。

(15) 本事例は確定しており先例的価値があるから、本稿で構成したレイシオ・デシデンダイは、本事例において現実に適用された実質的ルールを明らかにするにとどまらず、本事例の先例としての意味・内容を明らかにする側面も有する。本稿第一型考察二、注(4)(本稿八八頁)参照。

(16) (17) ②の部分は、より限定的に、「商品の仕入れを一方の会社A会社のみを担当させ、同会社の仕入れた商品を対価も払わずそのまま他方の会社B会社のものとしてB会社を通して販売し、利益はB会社のみを取得蓄積させ、A会社に

は利益を取得させず買掛金債務のみを残すという、二会社の財産管理を行いながら」と構成する余地もある。しかし、そうすると同レイシオ・デシデンダイの妥当性の保障は増大するが、射程距離が狭くなりすぎる嫌いがある。より本質的に捉えて、本文に記したようにレイシオ・デシデンダイを構成しても、抽象的すぎて妥当性が保障されなくなる恐れはないであろう。

(本稿は成城大学「特別研究助成金」による研究成果の一部である。)

(いのうえ・あきら||本学教授)